

平成21年度

男女共同参画推進状況報告書

石川県

はじめに

男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、私たちみんなの願いであり、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題のひとつとして位置付けられています。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されてから10年を経過し、この間、国、地方公共団体では、男女共同参画実現に向けた様々な取組みが進められてまいりましたが、急激な社会情勢の変化や少子化が進む中、様々な解決すべき課題が残されています。

県では、平成13年に男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてまいりました。

また、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画を平成19年3月に「いしかわ男女共同参画プラン」として改定いたしました。

このプランでは、5つの基本目標のもと、13の課題を掲げてそれぞれの課題に対する施策の方向を示しており、新たに女性がチャレンジできる社会づくりなどに取り組んでいます。

本書は、石川県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書として作成したもので、「いしかわ男女共同参画プラン」に基づく施策の実施状況及び男女共同参画に関するデータをまとめて本県の男女共同参画の推進状況を明らかにしたものです。

男女共同参画社会を形成するためには行政のみならず、県民の皆様、企業、団体等と手を携えながら取組を進めていくことが重要だと考えております。本書を男女共同参画社会の形成に向けた取組の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成21年11月

石川県県民文化局長

目 次

第1部 本県の男女共同参画の推進状況

1 石川県男女共同参画推進条例の概要	3
2 「いしかわ男女共同参画プラン」の概要	4
3 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」の概要	6
4 データで見る男女共同参画の状況	8
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	8
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	11
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	13
基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	18
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	22

第2部 本県の男女共同参画関連施策

1 男女共同参画課関連施策	24
2 「いしかわ男女共同参画プラン」施策体系別事業一覧	25

第3部 市町における男女共同参画の推進状況

1 庁内連絡会議、諮問機関等の設置状況	32
2 条例の制定及び計画の策定状況	32
3 意識調査等の実施及び推進員の設置状況	33
4 苦情処理体制、審議会等委員の目標及び登用状況	33
5 市町議会議員、管理職の在職状況	34
6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長（区長）の状況	34
7 市町担当課	35
8 市町DV担当窓口	35

第4部 資 料

1 男女共同参画社会基本法	38
2 石川県男女共同参画推進条例	43
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	48
4 男女共同参画の推進に関する年表（世界・国・県）	58
5 男女共同参画苦情処理状況	60

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

県の取組概要

平成13年に男女共同参画社会基本法に基づく県の男女共同参画計画を「いしかわ男女共同参画プラン2001」として策定し、同年、石川県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定した。さらに国の第2次男女共同参画基本計画が策定されたことなどにより、平成18年度には「いしかわ男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）として計画を改定した。

これまでに、本県の男女共同参画社会の形成を一層推進するため、市町や財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員（条例やプランの啓発普及等を行う者 以下「推進員」という）と連携を図りながら、家庭、地域、職場等に対し様々な啓発事業等を積極的に実施してきた。

平成20年度はプランに基づき、企業や地域において女性のチャレンジを促進するため、「企業における女性チャレンジ支援事業」、「地域における女性チャレンジ支援事業」を実施するとともに、配偶者からの暴力被害者への支援事業などを継続して実施してきた。

また今年度、地域における男女共同参画の一層の推進のため、新たに推進員を支援するための男女共同参画推進応援団（以下「応援団」という）を設置し、県、市町、推進員、応援団と連携し地域における効果的な普及啓発に取り組む。

男女共同参画の取組を効果的に進めていくためには、住民の最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要であることから、県では従前から市町の男女共同参画の取組が進むよう情報提供を行うとともに、計画策定や条例制定に取り組む市町への助言等の支援を実施してきた。

1 石川県男女共同参画推進条例（平成13年10月12日公布・施行）の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

責 務

県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

県 民

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

事 業 者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

施策の基本となる事項

- ・男女共同参画計画の策定
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・男女共同参画推進員の設置
- ・調査研究の実施
- ・事業者からの報告徴収
- ・男女共同参画苦情処理機関の設置
- ・市町への情報提供等の支援
- ・年次報告の作成、公表
- ・推進体制の整備
- ・男女共同参画審議会の設置

男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

2 「いしかわ男女共同参画プラン」(平成19年3月20日策定)の概要

暮らしやすさが実感できる石川県を築くためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画を平成13年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2001」として策定し、男女共同参画社会の形成のための施策を推進してきた。このプランは計画期間を平成13年度から平成22年度までとしていたが、社会情勢の変化や、国の「男女共同参画基本計画」(第2次)が策定されたことなどに対応するため、平成19年3月、「いしかわ男女共同参画プラン」として改定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

基本的視点

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会的性別(ジェンダー)の視点
- ③ 女性が力を持つこと(エンパワーメント)の促進
- ④ あらゆる分野への挑戦(チャレンジ)の促進

基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

プランの期間

平成19年度から平成22年度まで

数値目標

・「男女共同参画社会」という用語の周知度	100%
・「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度	100%
・県の審議会等における女性の委員の比率	35%
・女性のいない審議会等の数	0
・男女共同参画計画策定市町	100%
・女性相談支援センターの周知度	100%

「いしかわ男女共同参画プラン」の体系図（基本目標・課題・施策の方向）



3 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画（平成17年10月21日策定）の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、経済的自立が困難な女性に対して暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本的な取組の方向と具体的施策を示す計画を策定した。

基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らせることのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

基本的視点

- ① 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

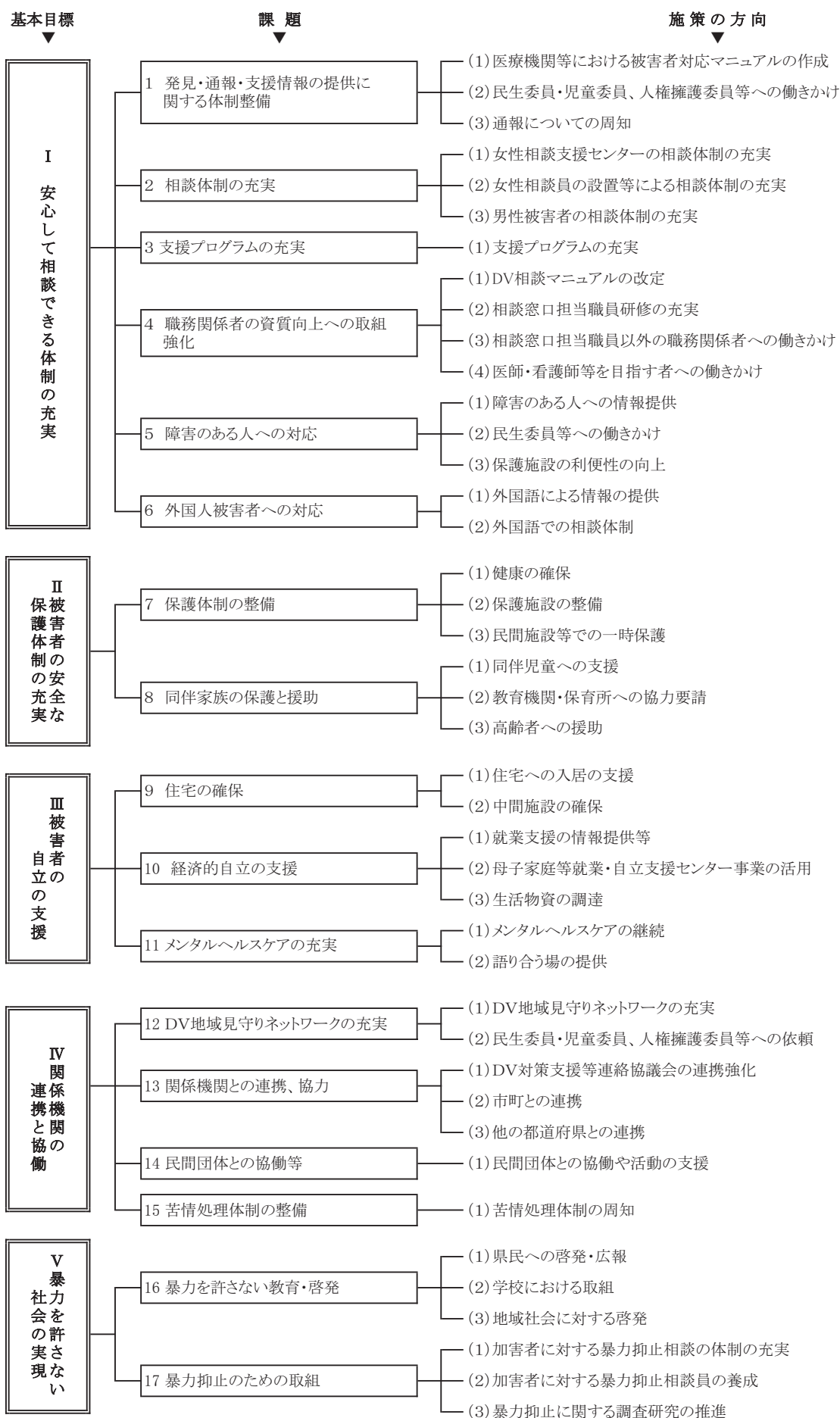
基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

プランの期間

平成17年（2005）年度から（必要に応じ見直す。）

配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画



4 データで見る男女共同参画の状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

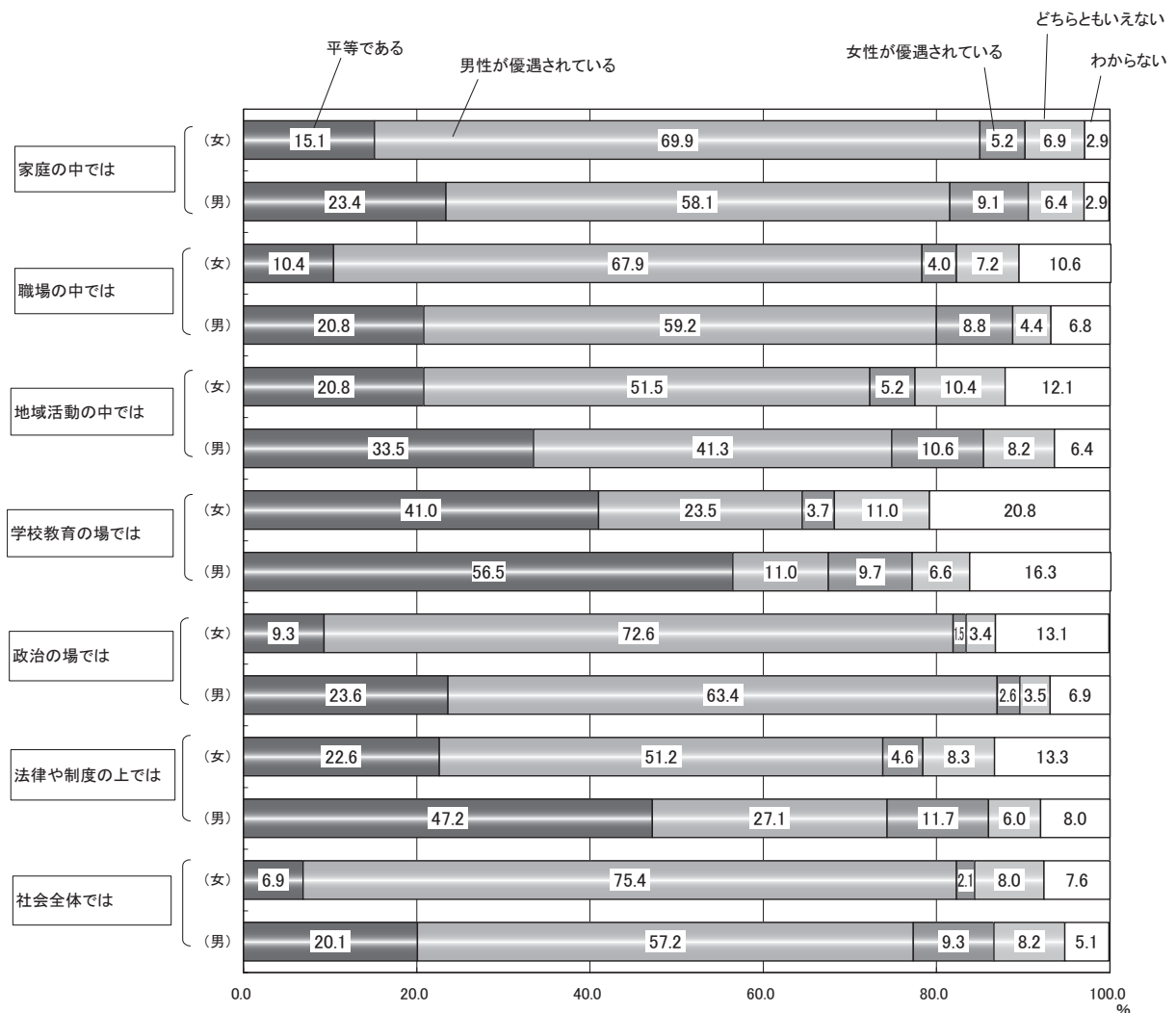
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

「いしかわ男女共同参画プラン」においては、「男女共同参画社会という用語の周知度」と「いしかわ男女共同参画プランの周知度」が100%になることと、全市町において男女共同参画計画が策定されることを目標として掲げている。

1 男女の地位の平等感

(分野別)

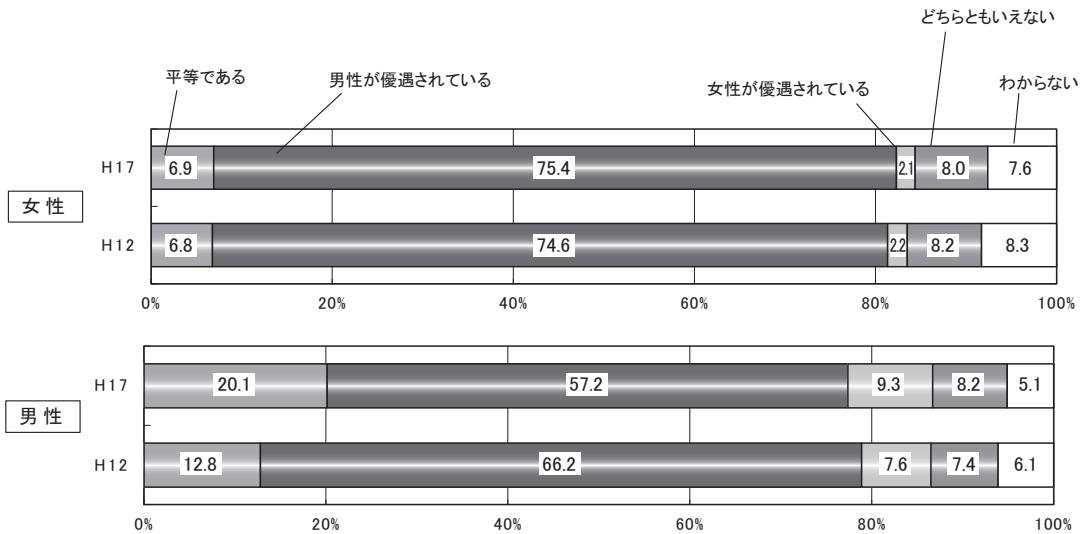
平成17年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「社会全体」で最も少なくなっている。すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

(経年比較)

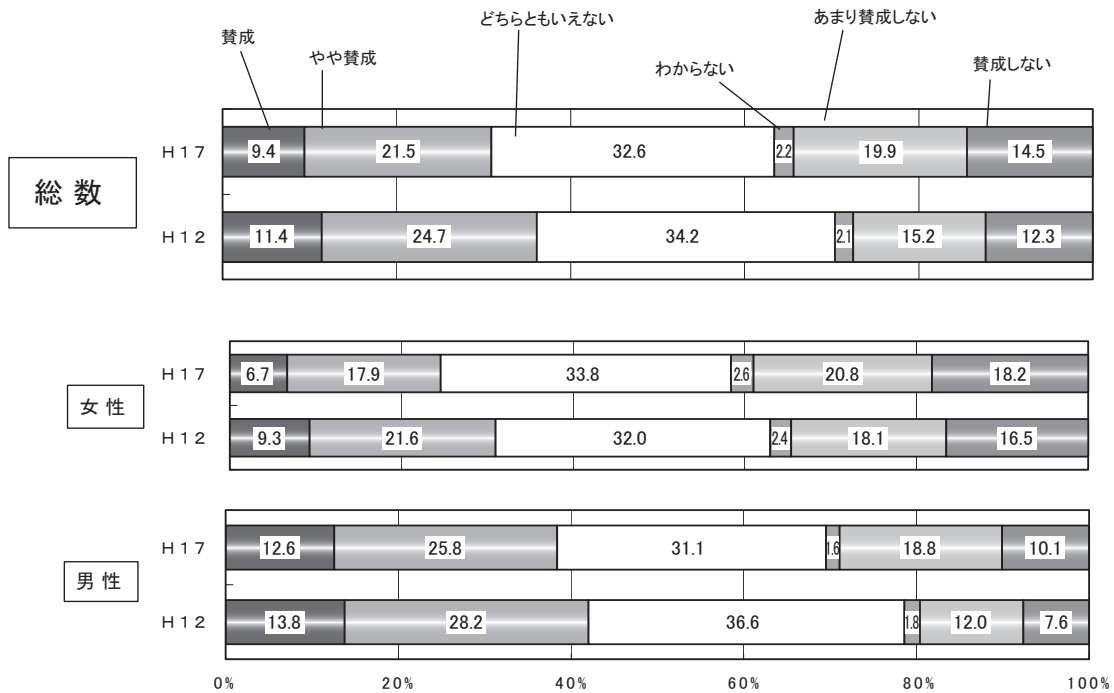
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、平成12年度に比べると、男性は7.3ポイント増加しているが、女性は0.1ポイントの増加とほとんど変化が見られない。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」（男女共同参画課）

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（経年比較）

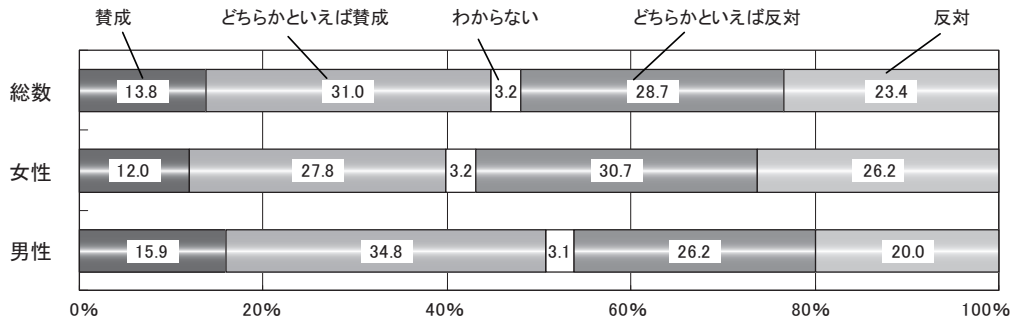
女性は、「賛成しない」割合が「賛成する」割合を上回っているが、男性は、「賛成する」割合が上回っている。「賛成する」割合は、減少傾向にある。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」（男女共同参画課）

(参考) 「男女共同参画社会に関する意識調査」(内閣府：平成19年度)

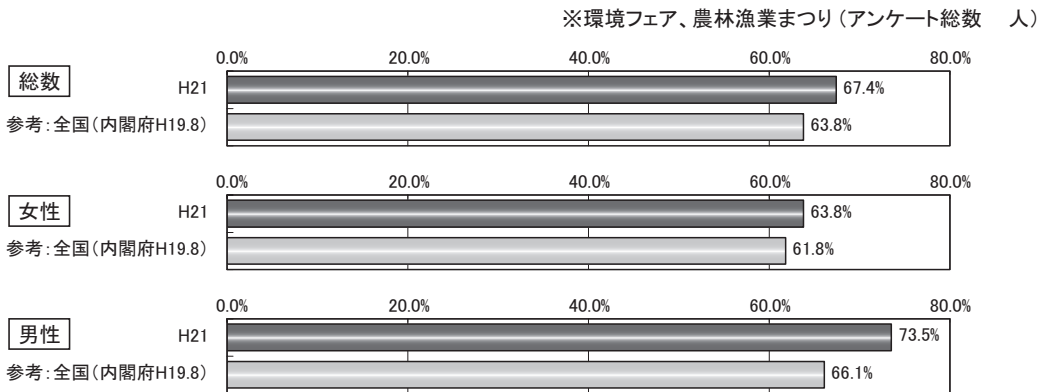
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に



資料：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成19年)

3 「男女共同参画社会」という用語の周知度

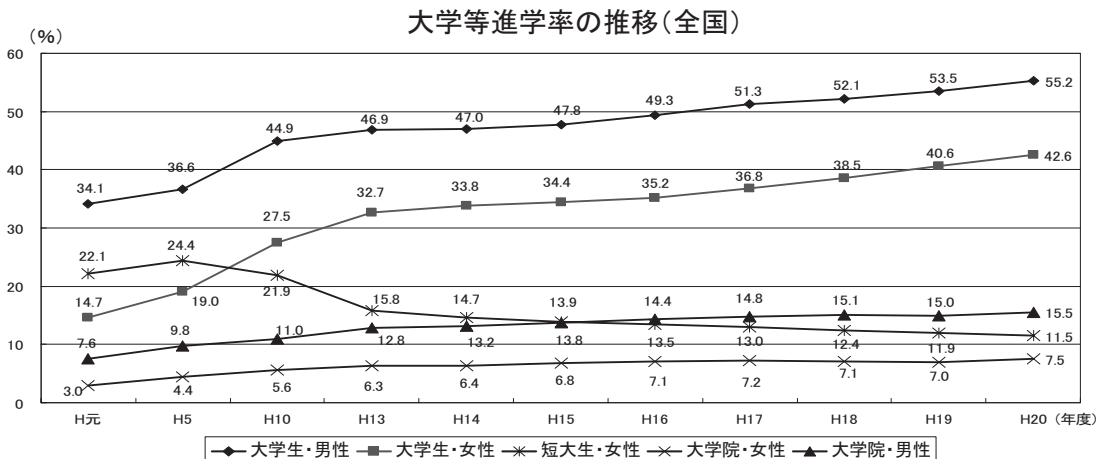
内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」による、「男女共同参画社会」という用語を「見たり聞いたりしたことがある。」とした人は、平成19年では63.8%で、平成21年の本県でのフェスティバルでのアンケート調査では67.4%とやや上回っている。特に本県では、男性の認知度が高かった。



資料：男女共同参画課ブースアンケート

4 大学進学率の推移

女性の大学(学部)への進学率は毎年伸び続けており、平成20年度では42.6%であった。短期大学への進学率11.5%を合わせると女子の大学進学率は54.1%となり、平成18年度より50%を超え、女性の自己表現への意欲は高まって来ていると言える。



資料：内閣府平成21年版男女共同参画白書
(文部科学省「学校基本調査」より作成)

基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

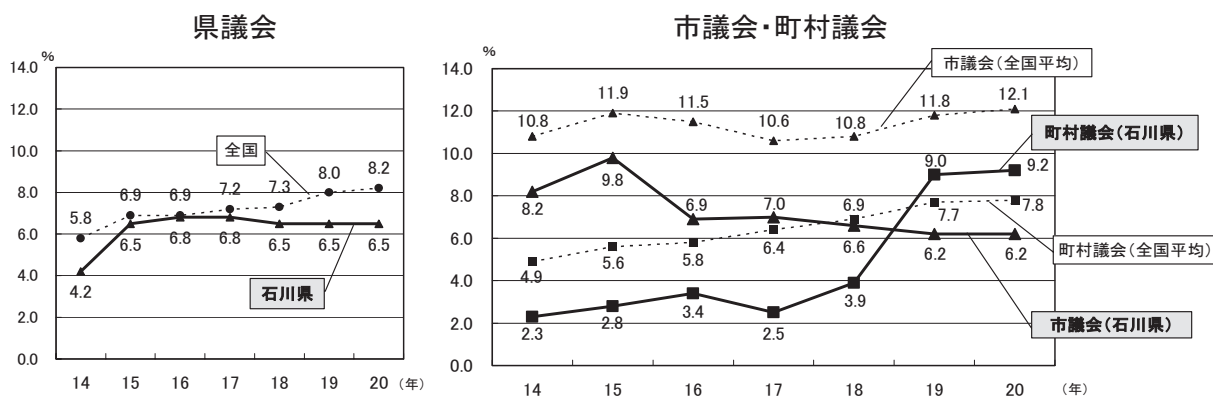
女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々にではあるが増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

「いしかわ男女共同参画プラン」においては、県の審議会等委員のうち**女性委員の占める割合が平成22年度までに35%になること**、及び、**女性委員のいない審議会等が無くなること**を目標に掲げている。

1 議会の女性議員の割合

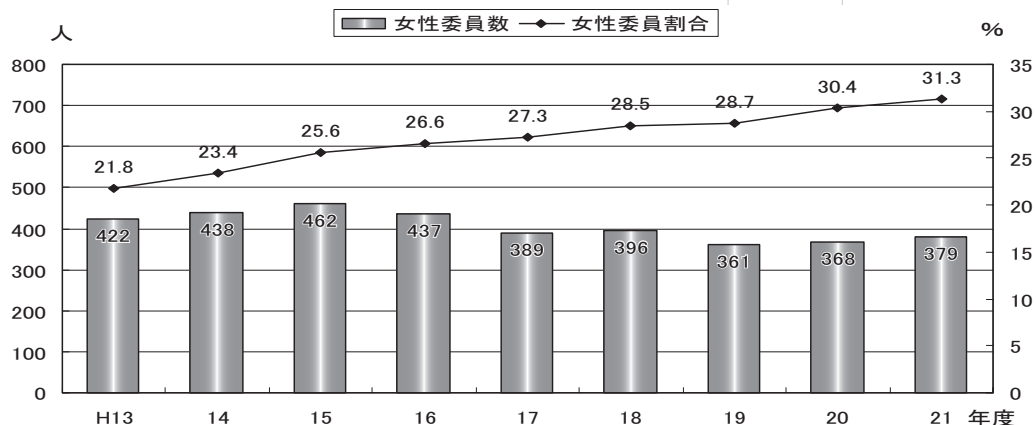
本県の女性議員の割合は、県・市は全国平均を下回っているが、町議会については、平成19年から全国平均を上回り、平成20年は全国平均7.8%に対し9.2%となっている。



資料：総務省調べ（各年12月31日現在）

2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

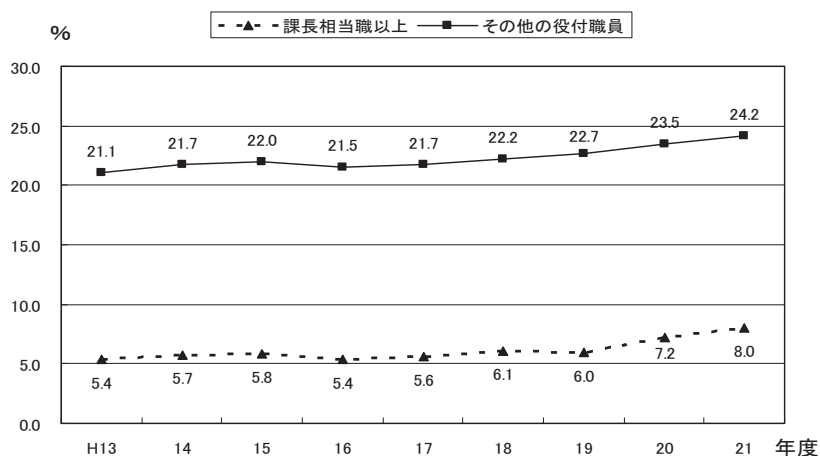
県の審議会等における女性委員の割合は年々増加し、平成21年6月現在では31.3%（379人）となっている。



資料：行政経営課調べ

3 県職員の役付・管理職に占める女性の割合

県庁の知事部局では「課長相当職以上」及び将来の管理職につながる「その他の役付職員」（係長～課長補佐）の中で、女性職員が占める割合は徐々にではあるが上昇傾向にある。



資料：石川県人事課

4 人間開発に関する指標の国際比較

国際的に見た場合、わが国の方針の立案及び決定過程への女性の参画は遅れている。例えば国連開発計画の人間開発報告書（2008年）によると、日本は平均寿命・教育水準・国民所得で測る人間開発指数（HDI）で見れば世界179か国中第8位であるが、政治及び経済活動への女性の参画を示すジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）では、108か国中第58位と低く、前回2007年の54位（93か国中）よりさらに後退し、女性が政治経済活動に参画する機会が十分でない状況にあるといえる。

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	カナダ	0.967
4	オーストラリア	0.965
5	アイルランド	0.960
6	オランダ	0.958
7	スウェーデン	0.958
8	日本	0.956
9	ルクセンブルク	0.956
10	スイス	0.955
11	フランス	0.955
12	フィンランド	0.954
13	デンマーク	0.952
14	オーストリア	0.951
15	アメリカ	0.950

HDIとは、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を測定した指数である。

具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率及び就学率）、調整済み1人当たり国内総生産を用いて算出している。

HDIは179ヶ国中の順位である。

GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	スウェーデン	0.925
2	ノルウェー	0.915
3	フィンランド	0.892
4	デンマーク	0.887
5	アイスランド	0.881
6	オランダ	0.872
7	オーストラリア	0.866
8	ドイツ	0.852
9	ベルギー	0.841
10	スイス	0.829
56	セルビア	0.584
57	ベネズエラ	0.577
58	日本	0.575
59	キルギス	0.573
60	ドミニカ	0.561

GEMとは、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを測るものである。

具体的には、国会議員に占める女性割合、管理職に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

GEMは108ヶ国中の順位である。

資料：国連開発計画「人間開発報告書」（2008年）

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

家庭における家事、育児、介護の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状があり、その労働に対する適正な評価がなされる社会の形成が求められている。

男女それぞれが希望する職業生活と家庭生活・地域生活のバランスを実現できるよう、職場環境や生活環境の整備を図る必要がある。

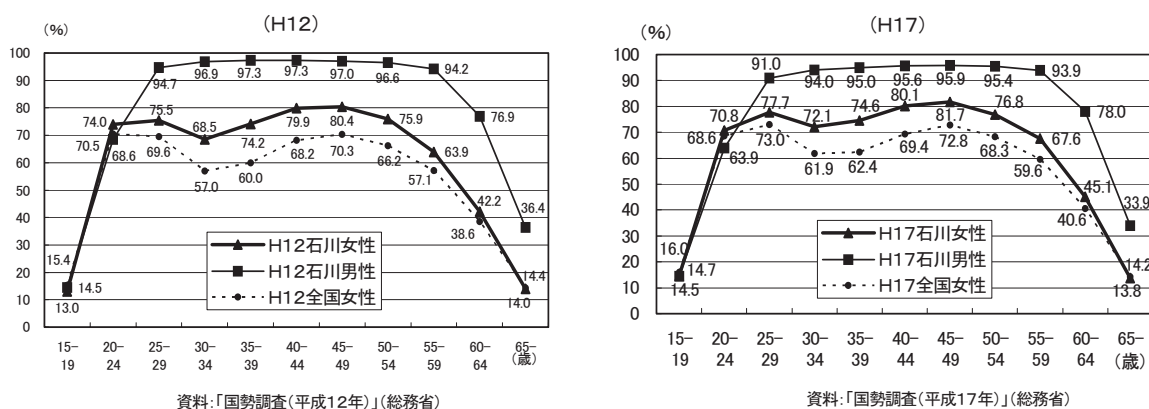
男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにするためには、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく男女が地域社会のさまざまな組織の運営等に積極的に参画することが重要である。

また、すべての人が安全で安心して暮らせる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別のみならず、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず地域に参画できる条件整備を進める必要がある。

1 女性の就業

年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。石川県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

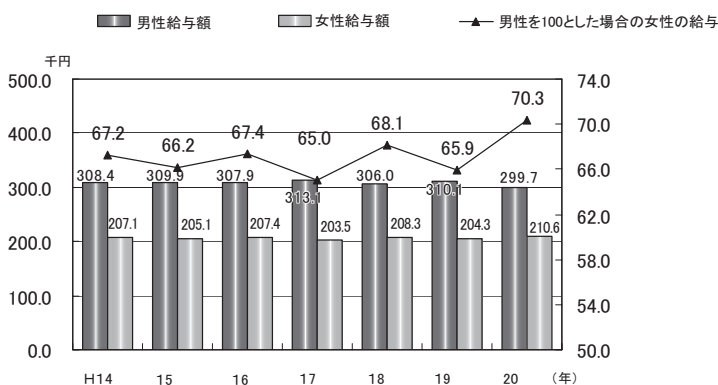
年齢階級別労働力率



資料:「国勢調査(平成12年)」(総務省)

資料:「国勢調査(平成17年)」(総務省)

男女の給与格差 (石川)



資料:「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)から算出

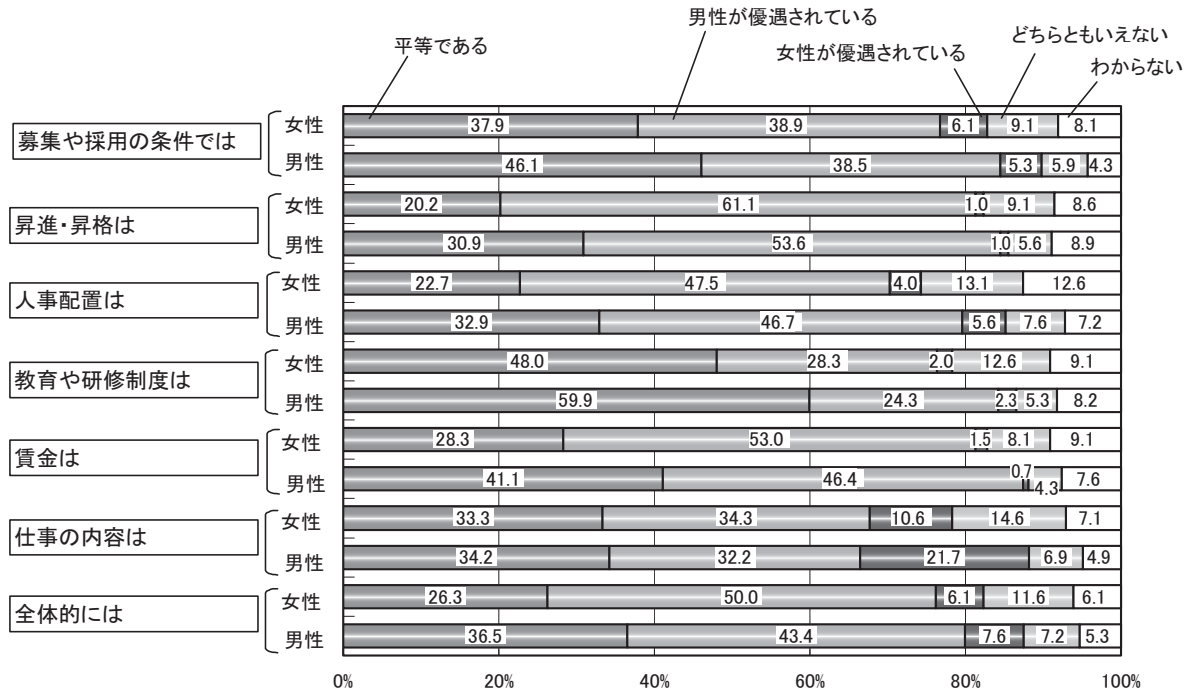
(1) 職場における平等感

男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」(女性:48.0%、男性:59.9%)である。

男女で比較すると「仕事の内容」以外の項目で女性の比率が男性を10ポイント前後下回り、女性に、より不平等感が強い。

職場での男女平等について

〔設問(常勤の勤め人の方に)
あなたの職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思いますか。〕

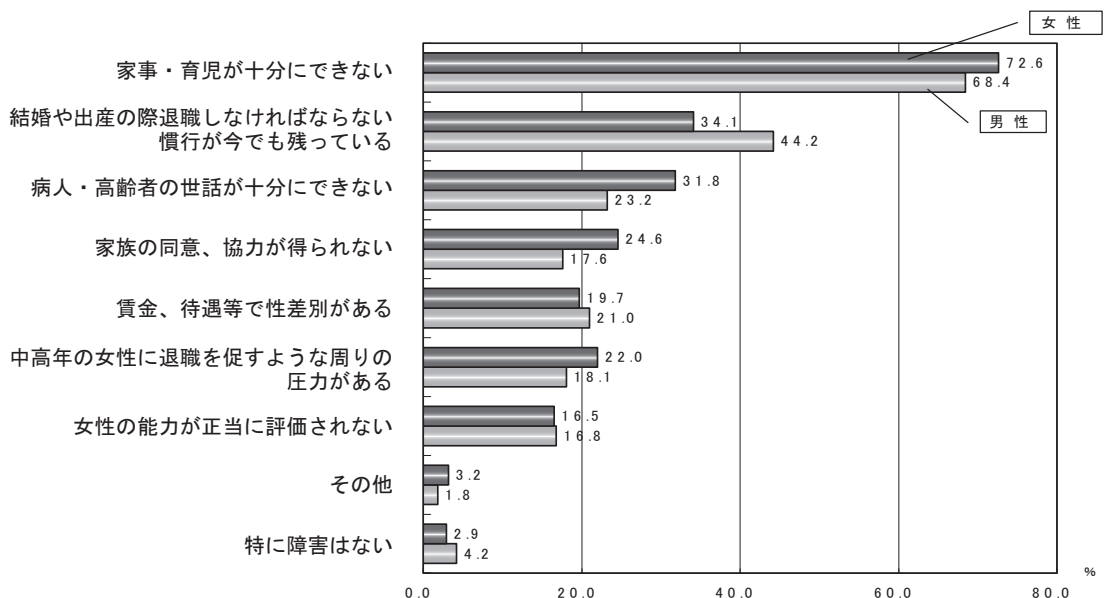


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

(2) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも、「家事・育児が十分にできない」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」となっている。

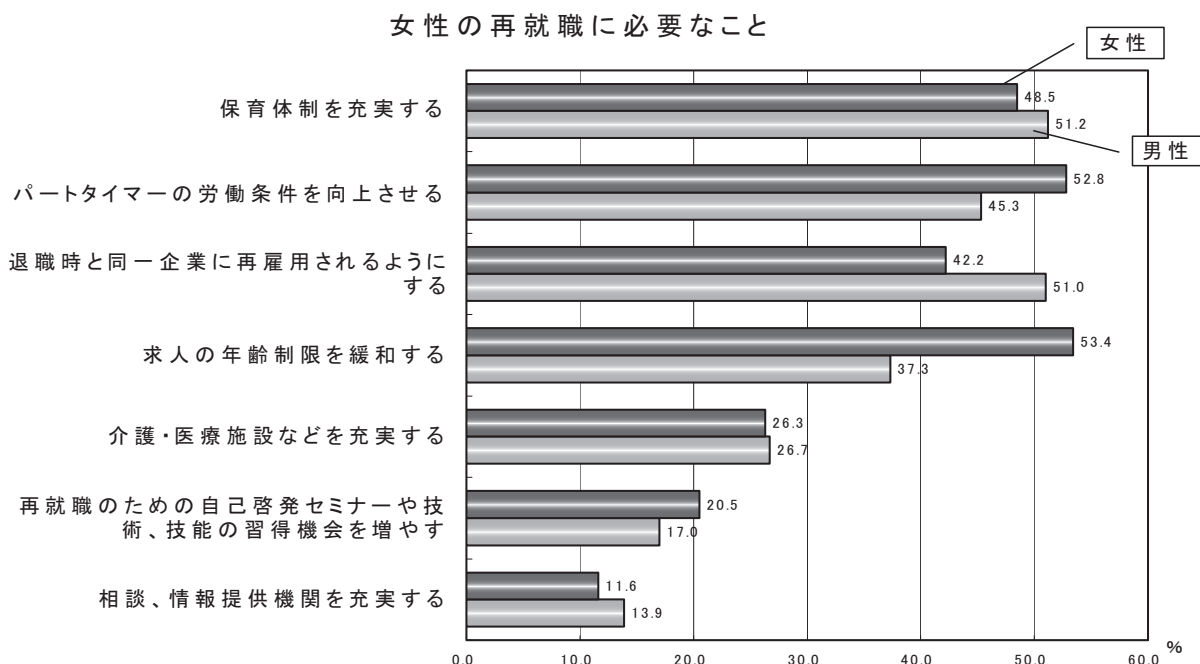
女性が働き続ける上での障害



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

(3) 女性の再就職に必要なこと

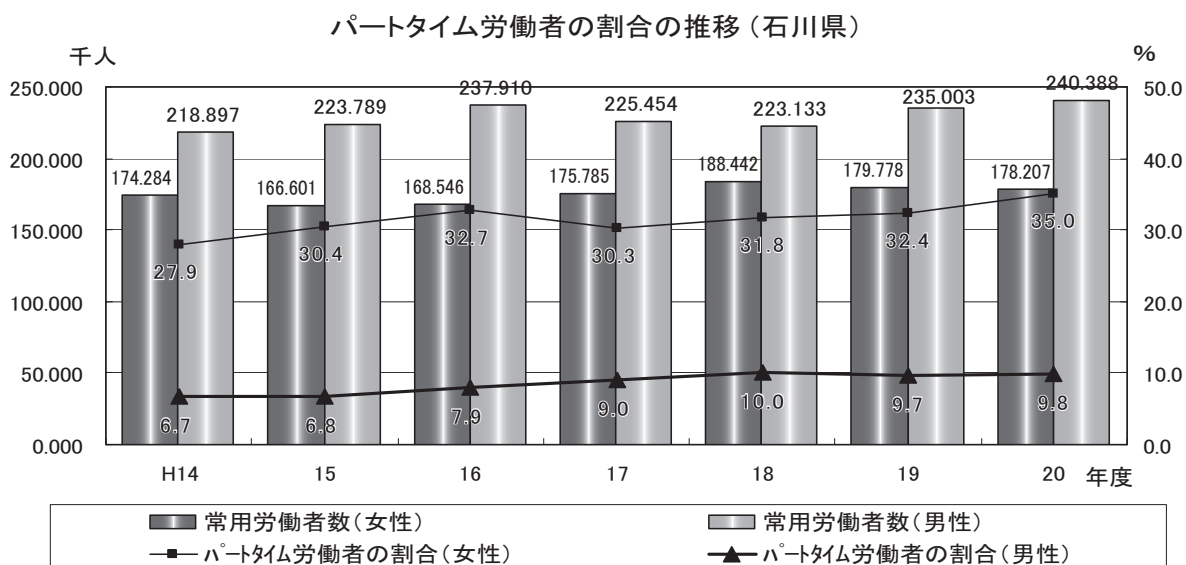
女性の再就職に必要なものとして、男性は「保育体制を充実する」、「退職時と同一企業に再雇用されるようにする」が多くなっているが、女性は「求人者の年齢制限を緩和する」、「パートタイマーの労働条件を向上させる」が多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

2 女性パートタイム労働者の割合の推移

女性の常用労働者数は、男性より少なくほぼ横ばいに推移しているが、そのうちパートタイム労働者の割合は、30%を超え男性と比較して高く推移している。



資料：「毎月勤務統計調査年報」（石川県統計情報室）

常用労働者：期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

パートタイム労働者：常用労働者のうち、

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

3 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における方針決定の場への女性の参画は、まだ少ないものの積極的な取組が行われており、徐々にではあるが増加している。

また、総合農協(※)の正組合員数でみると、組合員総数は減少傾向にある中で女性の組合員は、増えている。

農林漁業分野の女性の参画

(単位:戸、人)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
家族経営協定締結数	74	92	120	142	149	165	181
企業者	56	58	69	73	75	152	155
認定農業者	3	8	14	35	62	75	82
漁業士	3	5	5	5	5	5	6
農業委員	18	13	8	8	8	10	13

(各年3月31日現在 農業政策課調べ)

総合農協の女性役員等の推移

注)女性の人数/全体

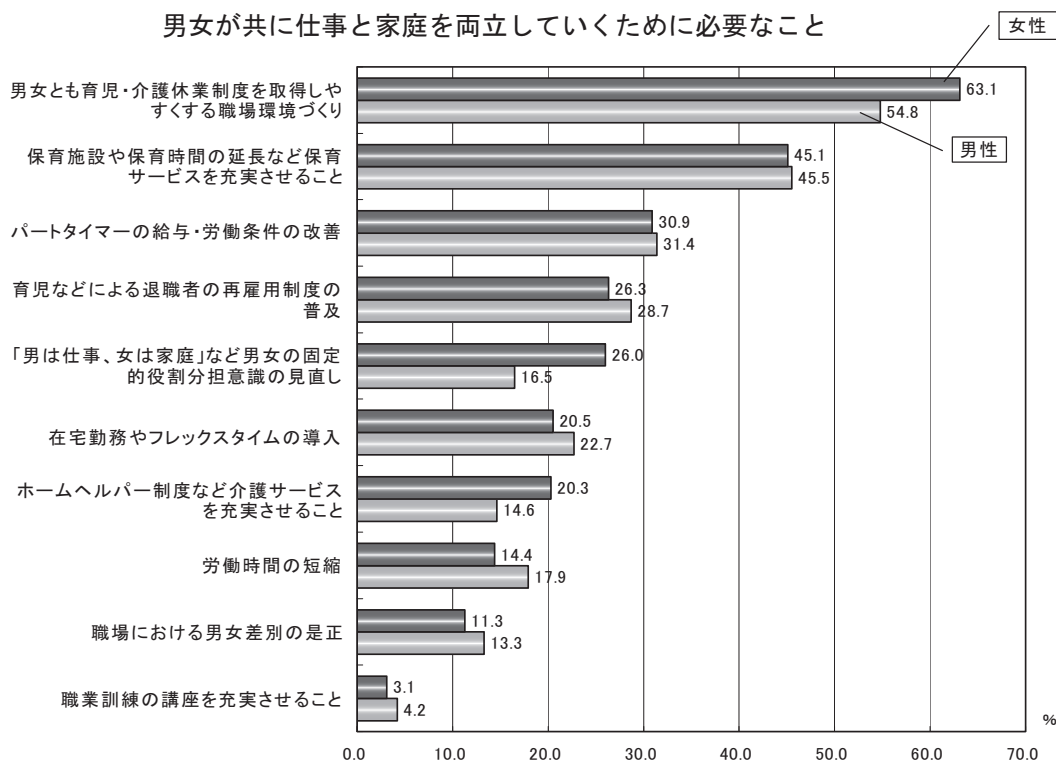
区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
役員	3/537	4/529	4/514	5/502	3/490	3/400	3/388
正組合員	7,810/ 69,937	8,013/ 69,040	8,201/ 68,421	8,646/ 68,381	8,750/ 67,249	8,877/ 66,547	8,939/ 65,651

(各年3月31日現在 農業政策課調べ)

※総合農協:農産物の集荷・販売、資材購入、共同利用、営農指導、信用、共済など広範な事業を総合的に行う農協である。

4 仕事と生活の調和

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこととして、男女とも「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」が最も多く、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育サービスを充実させること」となっている。



資料:石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

育児・介護休業の取得状況等

育児・介護休業の取得状況（石川県）

区分		年度	14	15	16	17	18	19	20
育児休業	女性	取得者（人）	298/408	276/355	265/346	315/421	420/489	364/453	443/497
		取得率（％）	73.0	77.7	76.6	74.8	85.9	80.4	89.1
	男性	取得者（人）	0/1,252	2/1,257	0/975	0/978	19/1,398	11/1,287	6/1,159
		取得率（％）	0.0	0.2	0.0	0.0	1.4	0.9	0.5
介護休業	女性	取得者（人）	13	14	6	17	25	17	27
	男性	取得者（人）	7	7	7	6	12	7	9

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

※常用労働者10人以上を雇用する県内1,400事務所を対象に調査。回収率50%程度

※「育児休業取得者数」は、「育児休業を開始した人数/出産又は配偶者が出産した人数」を示す。

事業所における育児休業以外の措置状況（石川県）

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1日の所定労働時間の短縮	36.6% (252)	37.3% (230)	40.9% (261)	45.1% (308)	47.1% (296)	52.4% (344)
週又は月の所定労働時間の短縮	7.0% (48)	7.1% (44)	7.1% (45)	7.6% (52)	8.8% (55)	11.4% (75)
週又は月の所定労働日数の短縮	3.3% (23)	2.6% (16)	3.1% (20)	3.2% (22)	3.0% (19)	4.4% (29)
個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める	11.5% (79)	9.7% (60)	11.9% (76)	12.0% (82)	11.8% (74)	13.7% (90)
フレックスタイム	4.2% (29)	4.2% (26)	4.2% (27)	4.2% (29)	5.9% (37)	4.9% (32)
始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ	17.3% (119)	17.5% (108)	21.2% (135)	20.6% (141)	24.0% (151)	26.0% (171)
所定外労働をさせない	25.4% (175)	26.1% (161)	29.2% (186)	29.7% (203)	32.8% (206)	33.8% (222)
託児施設の設置運営	1.2% (8)	1.6% (10)	1.6% (10)	1.2% (8)	1.0% (6)	1.7% (11)

※（ ）内は事業所数

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

事業所における介護休業以外の措置状況（石川県）

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1日の所定労働時間の短縮	34.0% (234)	35.3% (217)	40.6% (259)	43.6% (298)	44.3% (278)	48.2% (317)
週又は月の所定労働時間の短縮	6.8% (47)	6.4% (39)	6.1% (39)	7.2% (49)	8.3% (52)	10.7% (70)
週又は月の所定労働日数の短縮	3.5% (24)	3.1% (19)	3.0% (19)	3.5% (24)	3.3% (21)	5.3% (35)
個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める	9.4% (65)	9.9% (61)	10.5% (67)	12.0% (82)	10.8% (68)	12.5% (82)
フレックスタイム	3.6% (25)	4.1% (25)	4.2% (27)	3.4% (23)	5.9% (37)	4.3% (28)
始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ	18.1% (125)	17.1% (105)	21.5% (137)	20.9% (143)	23.2% (146)	24.8% (163)
介護サービス費用の助成	1.7% (12)	1.5% (9)	2.2% (14)	1.6% (11)	1.4% (9)	2.4% (16)

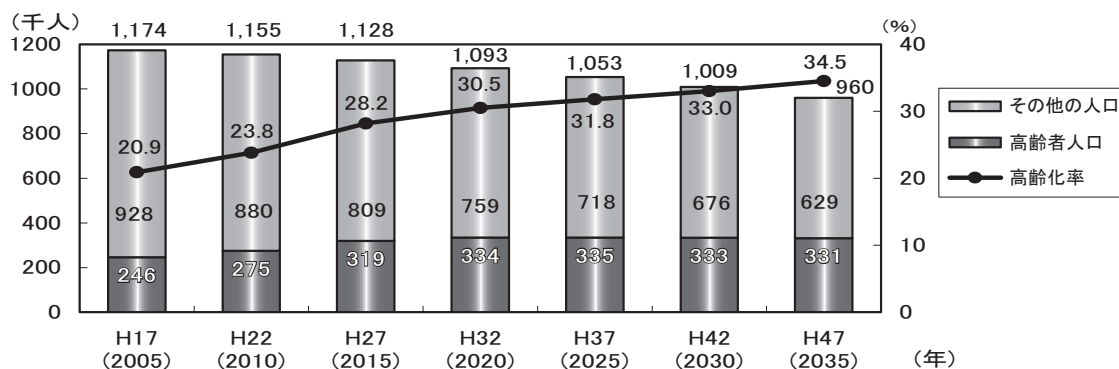
※（ ）内は事業所数

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

5 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には32万人に達し、本県人口のほぼ3割になると推計されている。また、高齢者人口の多くを女性が占めることから、高齢者問題の解決が女性問題の解決にもつながる。

石川県の高齢者人口の推移・将来推計（国立社会保障・人口問題研究所H19年5月推計）



基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかれている状況等に根ざした構造的問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

「いしかわ男女共同参画プラン」では、配偶者等からの暴力の被害者の相談・保護を行う機関として設置している「女性相談支援センター」の周知度が100%となることを目標に掲げている。

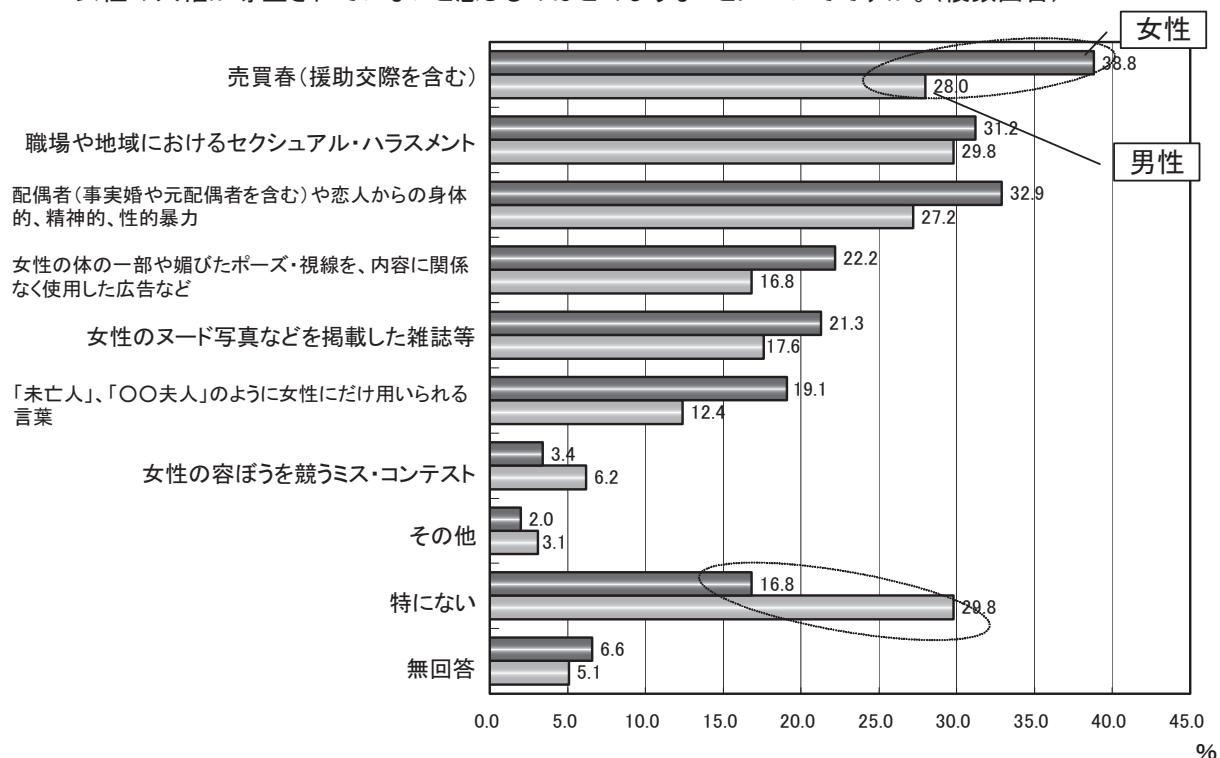
1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問いに対しては、女性では「売買春（援助交際を含む。）」が最も多く、男性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多い。

男女で比較するとほとんどの項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「売買春（援助交際を含む。）」である。

また、「特にない。」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

2 DVに関する意識

(1) ドメスティック・バイオレンスについての見聞き・実態

配偶者や恋人の間で、相手から身体的、精神的、性的な暴力について、この1年の間に直接経験、または身近で見聞きしたかは、「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」が最も多く、次いで「身近で見聞きしたことがある」となっている。

ドメスティック・バイオレンスについての見聞き・実態

〔設問：あなたはドメスティック・バイオレンスについて、この1年間に直接経験、または身近で見聞きしたことがありますか。〕

(%)

		H17	参考(※) H12
暴力を受けたことがある	女性	8.9	12.2
	男性	3.1	2.1
暴力をふるったことがある	女性	1.2	1.1
	男性	5.7	9.7
身近で見聞きしたことがある	女性	26.5	26.1
	男性	24.5	25.6
経験したことも、身近で見聞きしたこともない	女性	61.3	59.8
	男性	64.4	58.6
無回答	女性	4.7	5.0
	男性	6.0	6.4

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

(※注)平成12年度の設問には「この1年の間に」という期間が設けられていなかった。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)では、女性の10.8%、男性の2.9%がこれまでに配偶者(事実婚や元配偶者も含む)から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」と答えている。

(2) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、女性は「警察」が最も多く、次いで「女性センター」、「配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)」の順となっている。男性は「警察」、「人権擁護委員」、「配偶者暴力相談支援センター」の順となっている。

相談機関・関係者の周知度

(%)

	女性	男性
警察	68.0	74.4
人権擁護委員	19.9	33.1
配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)	26.8	23.0
女性センター	27.1	22.1
福祉事務所、保健所	17.6	18.5
こころの健康センター	18.7	15.9
市役所、町役場	12.7	19.0
医療関係者	7.2	7.9
民間支援団体	2.9	4.8
その他	1.4	2.0
知っているところはない	12.4	8.6
無回答	4.4	6.0

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

3 DVに関する相談及び保護件数の推移

女性相談支援センターに寄せられるDVに関する相談件数は、平成17年度に減少したものの、平成18年度以降、年々増加している。

また、女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、平成19年度は減少したが、平成20年度は再び50件を超えた。

女性相談支援センターにおけるDV相談の状況

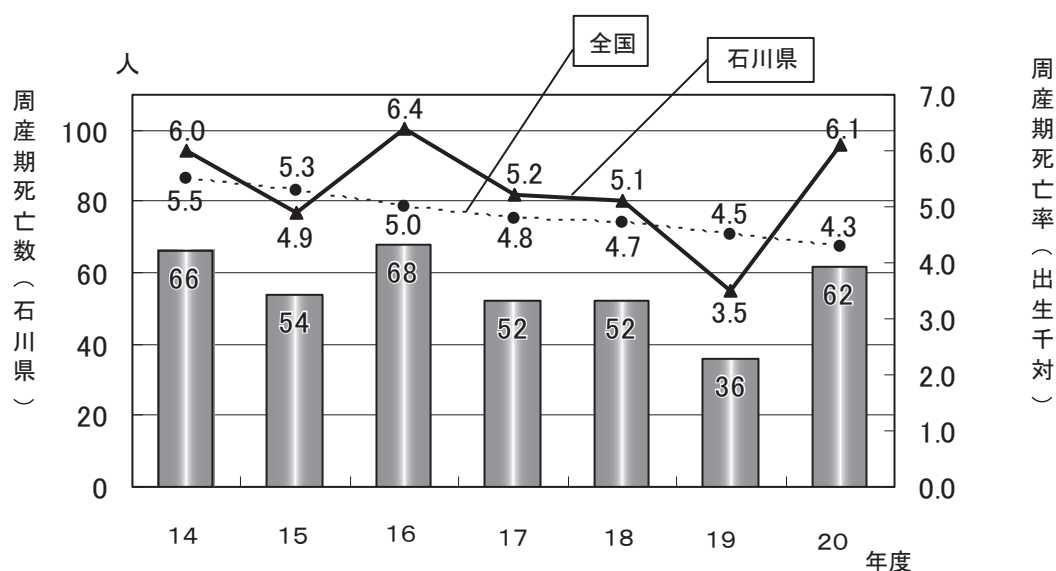
(件)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
相談件数	263	675	693	715	683	844	1,079	1,293
一時保護件数	23	42	41	47	51	57	37	53

資料：男女共同参画課

4 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じた的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

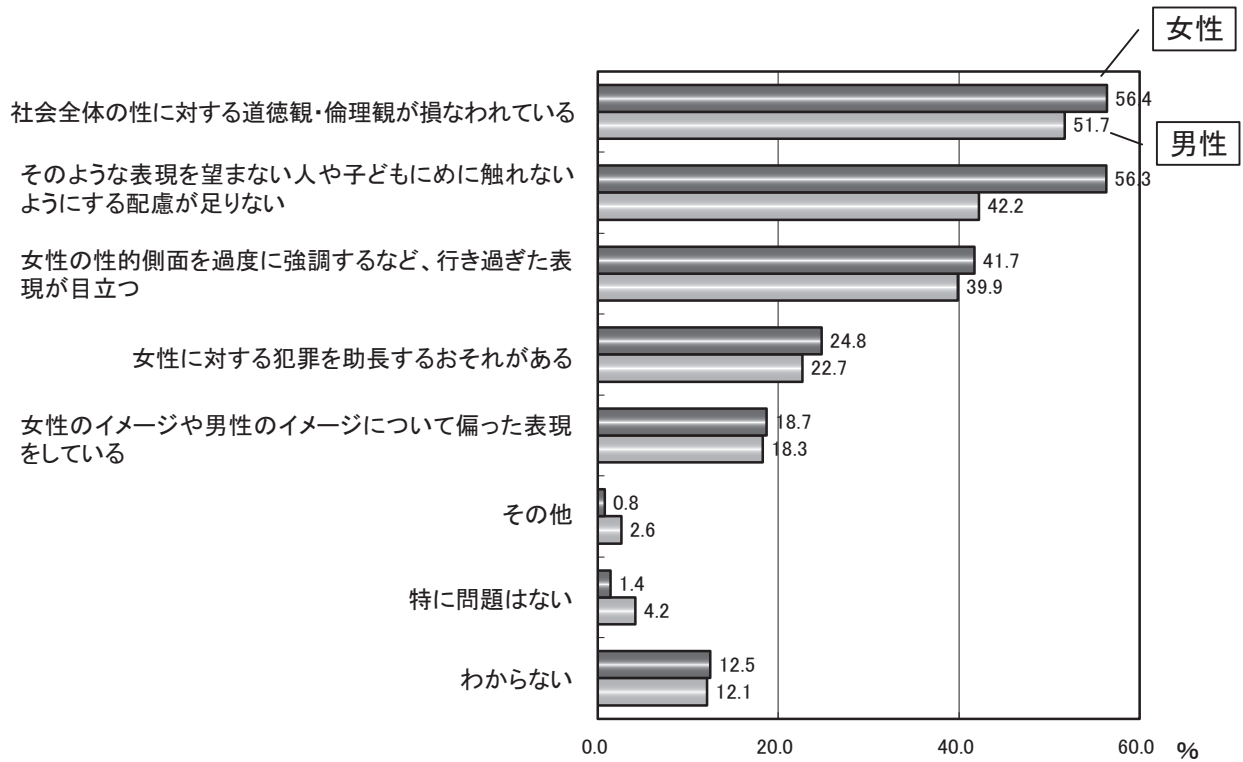
(周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの)

5 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、女性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」が56.4%、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」が56.3%とほぼ同じである。また、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は男女差が大きく、女性が14ポイント多くなっている。「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」では男女とも約4割がそう思うと回答している。

メディアにおける性・暴力表現

〔設問:メディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。(複数回答) 〕



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

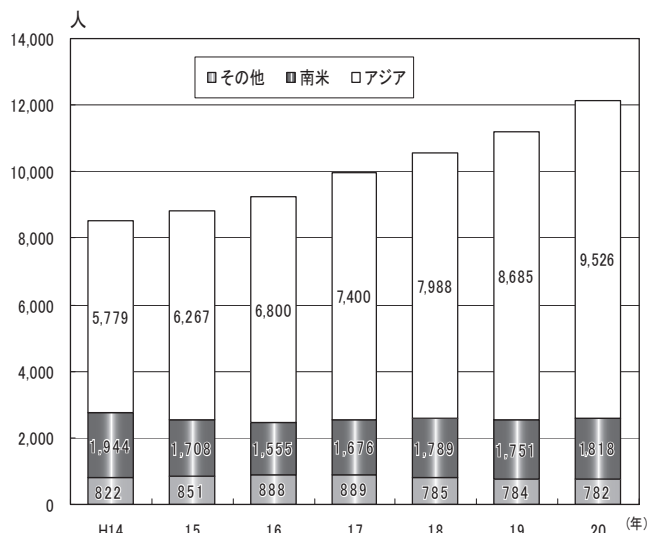
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

海外との交流

県民の海外渡航が一般化すると同時に、外国人の在住者や留学生などの県内在住者も増え、県民が外国人と接する機会は多くなっている。世界の様々な文化や多様な考え方に触れることを通して外国における男女共同参画の実情について学び活かしていく姿勢が大切である。

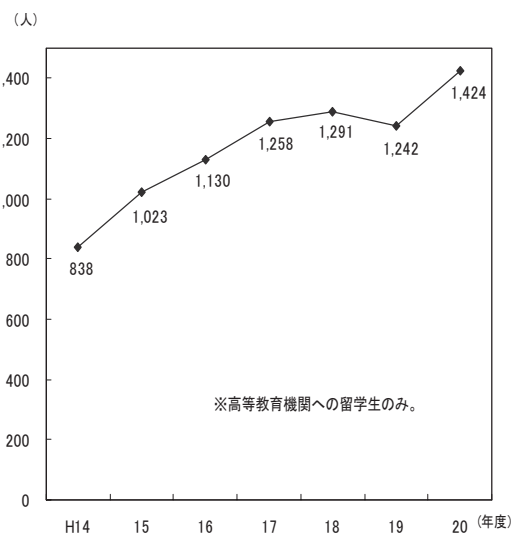
また、本県から海外青年協力隊として派遣される人のうち、女性が占める割合はここ数年増加している。中国江蘇省女性団体との交流は平成10年度より交互に受入・派遣を行っている。

外国人登録者数の推移（石川県）



資料：国際交流課

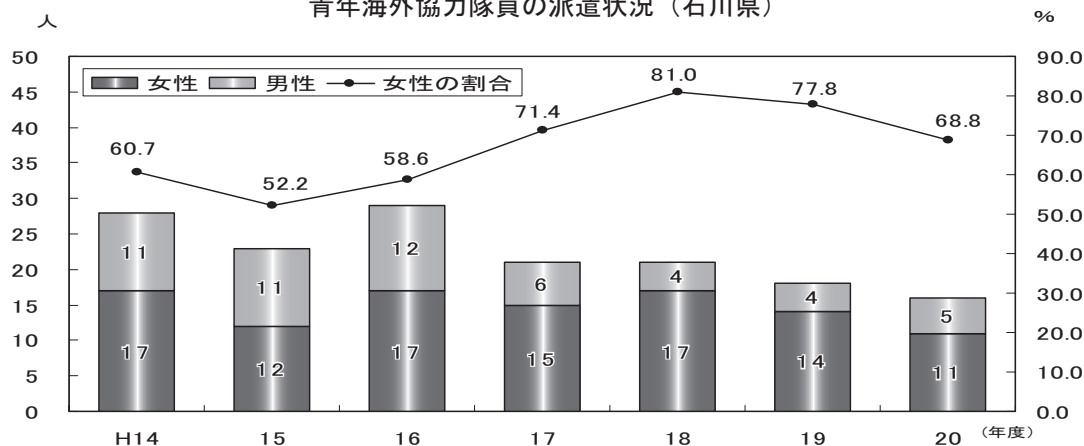
留学生数の推移（石川県）



※高等教育機関への留学生のみ。

資料：国際交流課

青年海外協力隊員の派遣状況（石川県）



資料：国際交流課

中国江蘇省女性団体交流状況（男女共同参画課）

平成20年度	受入	5人	<ul style="list-style-type: none"> 県内女性団体、県女性職員との意見交換会 県施設視察 知事表敬訪問
平成21年度	派遣	6人	<ul style="list-style-type: none"> 婦女連合会（江蘇省・南京市・蘇州市）との意見交換・交流 婦女幹部学校、幼稚園視察 江蘇省人民対外友好協会会長会見

第 2 部

本県の男女共同参画関連施策

1 男女共同参画社会の形成に向けた施策（平成21年度）

（男女共同参画課・女性センター・（財）いしかわ女性基金）

	予算額(千円)	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	男女共同参画審議会の開催	300
	男女共同苦情処理機関の設置	468
	男女共同参画推進状況報告書の作成	132
	男女共同参画推進員ネットワーク事業	2,072
	多様な機会・媒体を通じた広報・啓発	—
	市町の条例制定・計画策定に向けた情報提供	—
	男女共同参画啓発副読本(小学校5年生用)の作成・配付	816
	男女共同参画のつどいの開催	441
	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催	—
	女性センターの管理運営	43,851
	女性なんでも相談室の運営	2,753
	悲しみ110番の運営	288
(財)いしかわ女性基金事業	11,947	
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	企業における女性チャレンジ支援事業	1,358
	女性県政学習バスの運行	13,842
	女性県政会議開催事業費負担	1,250
	各種女性団体連絡協議会の活動支援	280
	多様な機会・媒体を通じた広報・啓発(再掲)	—
	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催(再掲)	—
	(財)いしかわ女性基金事業(再掲)	—
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	多様な機会・媒体を通じた広報・啓発(再掲)	—
	企業における女性チャレンジ支援事業(再掲)	—
	身体に障害のある女性のための県政学習バスの運行(再掲)	—
	(財)いしかわ女性基金事業(再掲)	—
基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	女性に対する暴力根絶に向けた啓発普及	932
	職務関係者研修	159
	DV被害者等への経済的自立に向けた支援	210
	DV被害者の語り合う場の提供	116
	交際相手からの暴力の防止	503
	女性相談支援センターの管理運営	7,755
	DVホットラインの運営等	4,998
	一時保護所の管理運営	6,862
	女性保護施設の管理運営	11,252
女性なんでも相談室の運営(再掲)	—	
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	中国江蘇省女性団体交流事業	478
	女性を取り巻く諸問題に関する情報収集・提供	—
	(財)いしかわ女性基金事業(再掲)	—
合 計		113,063

2 「いしかわ男女共同参画プラン」施策体系別事業一覧

〔 各部局が実施している事業のうち、「いしかわ男女共同参画プラン」の課題に関係の深いものについて広くとらえて列記したものである。事業費は総額を記載した。 〕

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

〔 課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
課題2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実 〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
1	人権意識の普及啓発活動の展開	35,368	人権推進室
1	人権教育講和開催	1,644	人権推進室 (学校指導課)
1	人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実	—	人事課
2	教員研修事業	75,695	教職員課
2	人権教育推進事業	1,634	学校指導課
2	人権教育推進事業費補助金	202	学校指導課
2	人権教育副読本作成事業	2,000	学校指導課
2	職業ガイダンスや在り方、生き方教育の充実	—	学校指導課
2	家庭の教育力充実への支援（子育てに関する情報提供の推進）	14,724	生涯学習課
2	父親が家庭教育に参加することの必要性の啓発	—	生涯学習課
2	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施	1,605	生涯学習課
2	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	—	生涯学習課
2	男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催	—	生涯学習課

基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

〔 課題3 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
課題4 女性の人材養成と人材に関する情報の提供 〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
3	県の管理・監督者への女性の積極的任用	—	人事課
3	県の女性職員の職域拡大	—	人事課
3	県の女性職員の能力開発	—	人事課
3	ワークセミナーの開催	612	労働企画課
4	男女共同参画学習の機会提供	—	生涯学習課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

- 課題 5 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 課題 6 多様な就業を可能にする環境の整備
- 課題 7 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 課題 8 男女の職業生活と家庭生活の両立支援
- 課題 9 地域で安心して暮らせる環境の整備

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
5・8	ワークライフバランス企業の登録と公表の推進	—	少子化対策監室
5・8	一般事業主行動計画策定促進と取組内容の質の向上	4,560	少子化対策監室
5・8	情報誌、表彰によるワークライフバランス企業の普及促進	2,900	少子化対策監室
5	男女雇用機会均等法、職場におけるポジティブ・アクションの広報・啓発	—	労働企画課
5・6	常設労働相談・総合労働相談会実施	—	労働企画課
5・8	育児・介護休業法、労働基準法の周知・啓発	—	労働企画課
5・8	賃金等労働条件実態調査（育児介護休業取得状況の調査）実施	449	労働企画課
6	商工会等役員への女性登用	—	経営支援課
6	商工会青年部・女性部活動費補助金	3,000	経営支援課
6	商店街振興組合連合会活動費補助金	140	経営支援課
6	公共職業能力開発施設における職業能力開発推進	156,268	労働企画課
6	離職者等高度人材養成推進事業	188,500	労働企画課
6	職業能力開発プラザにおける情報提供・相談	22,209	労働企画課
6・9	高齢者雇用支援	—	労働企画課
6・9	シルバー人材センター事業	8,580	労働企画課
6・8	女性の就業支援の推進（職場実習事業）	67,700	労働企画課
6	創業者支援融資及び小口零細融資（創業者支援分）（新規融資）	3,000,000	経営支援課
6	創業・経営革新支援プロジェクト事業費補助金	1,000	経営支援課
6	創業支援講座開催事業	13,041	労働企画課
6	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知・啓発	—	労働企画課
7	はつらつ農村女性育成事業	2,722	農業政策課
8	県職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	—	人事課
8	県職員の「育児の日」制定と子育て支援ハンドブックの作成・配付	—	人事課
8	県民育児の日（毎月19日）の普及	—	少子化対策監室
8	ファミリーサポートセンターの設置促進	—	少子化対策監室
8	⑨企業内保育所を開設できない企業と保育所の連携促進	4,650	少子化対策監室
8	⑨女性医師就業継続支援事業	1,500	地域医療推進室
8	産休等の保育所等職員の代替職員の確保	16,395	少子化対策監室
8	男性社員等に対するパパ子育て講座の実施	500	少子化対策監室
8	⑨いしかわエンゼルプランの改定	2,200	少子化対策監室
8	⑨子育て応援エンゼルネットの普及促進	2,000	少子化対策監室
8	地域子育て支援計画の認定・普及	100	少子化対策監室
8	プレミアムサポート、チャイルド・プレミアム事業の実施	2,300	少子化対策監室
8	エンゼル・サポート事業の実施	—	少子化対策監室
8	延長保育の充実	—	少子化対策監室
8	休日保育の充実	18,732	少子化対策監室
8	病児・病後児に対する保育サービスの拡充	131,073	少子化対策監室
8	障害児の受け入れ体制の充実	55,785	少子化対策監室
8	一時預かりの拡充	54,480	少子化対策監室
8	放課後児童クラブの充実	401,327	少子化対策監室
8	児童相談所の機能充実	116,607	少子化対策監室

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
8	こどもダイヤル相談事業の実施	1,750	少子化対策監室
8	地域子育て支援拠点の拡充	267,932	少子化対策監室
8	マイ保育園の登録制度の普及と機能強化	32,071	少子化対策監室
8	⑨専業主婦の子育て力の向上	7,200	少子化対策監室
8	子育てに関する情報提供の推進	6,048	少子化対策監室
8	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施（再掲）	(1,605)	生涯学習課
8	家庭の教育力充実への支援（子育てに関する情報提供の推進）（再掲）	(14,724)	生涯学習課
8	⑨子どもの生活リズム向上推進事業	500	生涯学習課
8	子育てサークルへの支援	6,020	少子化対策監室
8	ワークセミナーの開催（再掲）	(612)	労働企画課
8	わくわくワークいしかわの発行	643	労働企画課
8	勤労者育児・介護休業資金融資制度	15	労働企画課
8	母子福祉センターの運営	9,834	少子化対策監室
8	就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	8,150	少子化対策監室
8	就業に必要な技能や資格を取得するための給付金制度	3,936	少子化対策監室
8	準備講習付き公共職業訓練の実施	10,745	少子化対策監室
8	母子家庭就業支援の配置	8,150	少子化対策監室
8	児童扶養手当の支給	573,479	少子化対策監室
8	母子寡婦福祉資金の貸付	150,303	少子化対策監室
8	ひとり親家庭医療費の助成	141,337	少子化対策監室
8	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用の助成	7,053	少子化対策監室
8	ひとり親家庭への家庭生活支援員・ホームフレンド [®] 派遣事業	3,557	少子化対策監室
8	交通災害等遺児に対する支援	400	少子化対策監室
8	母子自立支援員・父子相談員による相談の実施	13,331	少子化対策監室
9	（財）県民ボランティアセンターによる活動支援事業	17,444	県民交流課
9	NPO活動の促進	19,319	県民交流課
9	石川県健民運動推進本部補助金	24,360	県民交流課
9	消費者ステップアップ支援事業	9,857	県民生活課
9	消費者活動推進事業	4,833	県民生活課
9	県民エコステーション事業費補助金	27,218	環境政策課
9	豊かな心を育む教育の推進	15,338	生涯学習課
9	石川県婦人団体協議会の活動支援	1,730	生涯学習課
9	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供（再掲）	—	生涯学習課
9	自主防災組織強化対策費	8,301	危機対策課
9	高齢者相互支援・啓発事業費補助金	580	長寿社会課
9	認知症高齢者介護相談等事業費補助金	250	長寿社会課
9	介護支援専門員養成事業	4,099	長寿社会課
9	主任介護支援専門員養成研修事業	1,910	長寿社会課
9	高齢者いきいきサロン設置事業	3,823	長寿社会課
9	がんばる老人クラブ育成支援事業	600	長寿社会課
9	県民大学の充実等学習機会の提供	40,650	生涯学習課
9	障害者介護等給付費負担金	2,368,096	障害保健福祉課
9	障害者自立支援対策臨時特例事業	512,326	障害保健福祉課
9	障害者地域生活支援事業費補助金	189,028	障害保健福祉課
9	心身障害児在宅療育総合支援事業	1,870	障害保健福祉課
9	在宅障害者療育相談支援事業	9,770	障害保健福祉課
9	石川セルフ振興センター運営事業費補助金	940	障害保健福祉課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
9	知的障害者ホームヘルパー資格取得研修事業	1,346	障害保健福祉課
9	知的障害児・者地域生活促進事業	2,000	障害保健福祉課
9	精神障害者地域生活支援事業	2,000	障害保健福祉課
9	身体障害者福祉工場の運営	43,254	障害保健福祉課
9	障害者授産所等通所交通費補助金	4,140	障害保健福祉課
9	身体障害者福祉ホーム運営費補助金	5,068	障害保健福祉課
9	知的障害者福祉ホーム運営費補助金	2,688	障害保健福祉課
9	精育園グループホーム費	15,534	障害保健福祉課
9	精神障害者福祉ホームB型運営費補助金	34,938	障害保健福祉課
9	精神障害者入所授産施設運営費補助金	47,732	障害保健福祉課
9	障害者ふれあいフェスティバル開催事業	9,000	障害保健福祉課
9	身体障害者福祉大会開催	410	障害保健福祉課
9	知的障害者地域支援推進事業	480	障害保健福祉課
9	精神障害者明るい暮らし促進事業	1,889	障害保健福祉課
9	障害者スポーツ大会開催	8,093	障害保健福祉課
9	全国障害者スポーツ大会選手派遣	4,752	障害保健福祉課
9	(新)障害者スポーツ競技力向上促進事業費	350	障害保健福祉課
9	精神障害者ソフトバレーボール大会選手派遣	150	障害保健福祉課
9	障害者社会参加推進センターの運営	4,780	障害保健福祉課
9	身体障害者福祉推進員等設置	11,352	障害保健福祉課
9	障害者温泉療養事業	18,000	障害保健福祉課
9	社会復帰訓練対策	11,235	障害保健福祉課
9	自閉症支援センターの運営	24,576	障害保健福祉課
9	発達障害支援体制整備	6,970	障害保健福祉課
9	高次脳機能障害支援体制整備事業	1,000	障害保健福祉課
9	視覚障害者情報文化センターの運営	39,384	障害保健福祉課
9	重度盲ろう者通訳・介護員派遣事業	6,793	障害保健福祉課
9	障害者ITサポートセンターの運営	2,418	障害保健福祉課
9	聴覚障害者センターの運営	27,792	障害保健福祉課
9	手話通訳・要約筆記者健康対策事業	200	障害保健福祉課
9	外出支援ガイドヘルパー養成研修事業	332	障害保健福祉課
9	難病患者地域療育支援事業	1,351	健康推進課
9	難病相談・支援センターの運営	6,917	健康推進課
9	障害者職場実習実施	10,226	労働企画課
9	職場適応訓練実施	4,928	労働企画課
9	心身障害者就業資金貸付金	580	労働企画課
9	福祉人材センター事業費	36,626	厚生政策課
9	福祉ボランティアセンター事業費	15,091	厚生政策課
9	バリアフリー社会推進事業	2,129	厚生政策課
9	自立支援型住宅リフォーム推進事業費補助金	17,325	厚生政策課
9	バリアフリー推進工房事業費	4,081	厚生政策課
9	ホームヘルパー研修事業費	862	厚生政策課
9	バリアフリーに配慮した県営住宅の整備	631,252	建築住宅課

基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

- 課題10 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 課題11 生涯を通じた女性の健康支援
 課題12 メディアにおける女性の人権の尊重

該当する課題No.	事業（制度）名	H21事業費（千円）	担当課
10	防犯まちづくり推進事業	1,813	県民生活課
10	青少年の非行防止と有害環境の浄化	4,168	少子化対策監室
10	児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーンの実施	5,000	少子化対策監室
10	各種広報誌やチラシ等を活用した相談窓口の周知	220	警察本部
10	各種相談窓口の連携による女性の暴力に関する相談対応能力の向上	41	警察本部
10	相談員の適切な配置と研修の充実	20	警察本部
10	被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備	34	警察本部
10	女性被害者に接する機関等の合同研究会の開催等連携強化	—	警察本部
10	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	—	警察本部
10	女性・子どもを対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施、防犯機器の貸与等	—	警察本部
10	安全・安心なまちづくりの推進	—	警察本部
10	関係法令の適切な運用（性犯罪への対策）	—	警察本部
10	⑨子ども・女性安全対策室設置	—	警察本部
10	性犯罪捜査体制の整備	—	警察本部
10	指定された警察職員による被害者のニーズを踏まえた適切な支援活動の実践	—	警察本部
10	性犯罪被害者への初診料等経費の負担軽減	542	警察本部
10	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	—	警察本部
10	少年警察補導員による継続した被害者支援	—	警察本部
10	風俗環境浄化対策の推進	—	警察本部
10	関係法令の適切な運用（（児童）売買春・ストーカー行為等・人身取引への対策）	—	警察本部
10	関係機関・団体が一体となった被害者支援の実施	—	警察本部
10	防犯指導及び自衛対応策の教示	324	警察本部
10	被害者の適切な保護	—	警察本部
10	教職員研修等による周知啓発	—	教職員課
11	いしかわ健康フロンティア戦略推進事業	6,240	健康推進課
11	がん対策推進	1,425	健康推進課
11	禁煙支援等普及事業	1,000	健康推進課
11	女性診療科における性差医療の実施	—	中央病院
11	小児救急電話相談事業	11,633	医療対策課
11	小児救急医療啓発事業	1,039	医療対策課
11	小児救急医療連携強化推進費	1,000	地域医療推進室
11	周産期医療連携強化推進費	1,000	地域医療推進室
11	不妊相談センター・妊娠110番における不妊で悩む夫婦に対するカウンセリングと不妊に関する情報提供	4,628	少子化対策監室
11	初期段階からの一貫した不妊治療に対する支援	70,482	少子化対策監室
11	未熟児、多胎児等の出産・育児に対する支援	49,221	少子化対策監室
11	妊産婦健康診査の推進及び保健指導の実施	349,000	少子化対策監室
11	乳幼児健康診査の推進及び保健指導の実施	27,954	少子化対策監室
11	子どもの事故防止に関する啓発の推進	1,500	少子化対策監室
11	いしかわ総合母子医療センターの運営	—	中央病院
11	小児慢性特定疾患対策事業	141,889	健康推進課
11	正しい知識啓発普及事業	444	健康推進課
11	H I V相談検査窓口設置	2,344	健康推進課
11	性感染症相談検査窓口設置	772	健康推進課

基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
11	性感染症予防事業	3,000	健康推進課
11	薬物乱用防止対策推進事業	1,077	薬事衛生課
11	児童生徒への指導	—	学校指導課
11	薬物乱用防止教室講習会	—	スポーツ健康課
12	有害図書等の指定及び販売の制限	693	少子化対策監室
12	学校教育、社会教育を通じた情報教育の推進	—	学校指導課 生涯学習課

基本計画Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

〔課題13 多様な文化の尊重及び理解の促進〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H21事業費 （千円）	担当課
13	国際環境協力推進事業	3,929	環境政策課
13	日本語・日本文化研修センター運営事業	39,177	国際交流課
13	石川インターンシップ事業	3,452	国際交流課
13	アジアフォーラム開催費補助金	1,500	国際交流課
13	日本文化理解促進事業費補助金	1,623	国際交流課
13	草の根国際協力活動促進事業費補助金	1,600	国際交流課
13	21世紀石川少年の翼事業負担金	5,500	国際交流課
13	国際交流員の設置	28,519	国際交流課
13	国際文化交流施設運営費補助金	8,383	国際交流課
13	海外技術研修員受入事業	8,848	国際交流課
13	青年海外協力活動促進事業	1,023	国際交流課
13	外国人留学生支援事業	28,800	国際交流課
13	中国江蘇省日本語・日本文化教育人材育成支援事業	3,000	国際交流課
13	海外県人会青少年育成交流事業	3,973	国際交流課
13	⑨多文化共生まちづくり推進事業	2,000	国際交流課

第 3 部

市町における男女共同参画の推進状況

市町における男女共同参画の取組は、その必要性の理解が進み積極的に取り組むところが増えてきているものの、未だに動きの見えないところもある。

男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市町では、取組の意義を『真に豊かで活力あるまちづくりを進めるため』あるいは『男性も女性も自分らしく輝いて、幸せな生活がおくれる町づくりのため』とし、男女共同参画社会が『豊かなまちづくり』の実現につながるという認識を持って取組を進めている。

市町の取組状況について、男女共同参画の計画策定や条例制定の状況でみると、計画については19市町のうち9市6町が策定済みで、条例については8市5町で制定済みとなっている。（平成21年4月1日現在）

また、市町村合併後のまちづくり計画の中で男女共同参画プランの策定等を主要施策の一つとして計画策定等に向けた検討が進められているところもある。

このように、市町が男女共同参画の基本理念や行政、住民、事業者の責務を明らかにする条例の制定や取組の方向性を示す計画の策定をすることで、男女共同参画を住民と地元行政が一体となって進める環境を整えることになる。

さらに、制定あるいは策定に至る過程で住民からの意見を求めるという取組を通して、男女共同参画についての住民の関心が高まり、さらには必要性の理解も広まると、先行する自治体は指摘している。

1 庁内連絡会議、諮問機関等の設置状況 (H21. 4. 1現在)

市町名	庁内連絡会議		諮問機関、懇話会等	
	名 称		名 称	
1 金沢市	金沢市男女共同参画推進庁内連絡会議		金沢市男女共同参画審議会	
2 七尾市	七尾市男女共同参画推進本部		七尾市男女共同参画審議会	
3 小松市	小松市男女共同参画推進本部		小松市男女共同参画推進委員会	
4 輪島市			輪島市男女共同参画推進審議会	
5 珠洲市				
6 加賀市	加賀市男女共同参画推進本部		加賀市男女共同参画審議会	
7 羽咋市			羽咋市男女共同参画推進委員会	
8 かほく市			かほく市男女共同参画審議会	
9 白山市	白山市男女共同参画推進会議		白山市男女共同参画審議会	
10 能美市				
11 川北町				
12 野々市町	野々市町男女共同参画推進連絡会議		野々市町男女共同参画審議会	
13 津幡町			津幡町男女共同参画推進懇話会	
14 内灘町	内灘町男女共同参画推進庁内連絡会		内灘町男女共同参画推進委員会	
15 志賀町			志賀町男女共同参画審議会	
16 宝達志水町			宝達志水町男女共同参画審議会	
17 中能登町			中能登町男女共同参画審議会	
18 穴水町				
19 能登町				
計	5市2町		8市6町	

2 条例の制定及び計画の策定状況 (H21. 4. 1現在)

市町名	男女共同参画に関する条例の制定		男女共同参画に関する計画の策定		
	名 称	公布日	名 称	策定年月	計画期間
1 金沢市	金沢市男女共同参画推進条例	H13. 12. 19	金沢市男女共同参画推進行動計画	H14. 12	H15. 4~25. 3
2 七尾市	七尾市男女共同参画推進条例	H16. 10. 1	七尾市男女共同参画推進プラン	H18. 3	H18. 4~23. 3
3 小松市	小松市男女共同参画基本条例	H12. 9. 25	こまつ男女共同参画基本プラン	H11. 9	H11. 9~23. 3
4 輪島市	輪島市男女共同参画推進条例	H18. 12. 28	男女共生社会を形成する輪島プラン	H13. 3	H13. 3~23. 3
5 珠洲市			すず男女共同参画行動プラン(第2次)	H19. 3	H19. 4~24. 3
6 加賀市	加賀市男女共同参画推進条例	H17. 10. 1	加賀市男女共同参画行動計画~ひびきあうあなたとわたし~男女共同参画プラン	H21. 4	H21. 4~26. 3
7 羽咋市	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	H13. 3. 27	羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン(第2次)	H18. 3	H18. 4~23. 3
8 かほく市	かほく市男女共同参画推進条例	H18. 12. 18	かほく市男女共同参画行動計画	H19. 3	H19. 4~29. 3
9 白山市	白山市男女共同参画推進条例	H20. 3. 19	男女共同参画行動計画 白山21	H19. 3	H19. 4~29. 3
10 能美市					
11 川北町					
12 野々市町	野々市町男女共同参画推進条例	H16. 3. 22	野々市町男女共同参画プラン	H14. 3	H14. 4~24. 3
13 津幡町			津幡町男女共同参画推進プラン	H14. 3	H14. 4~24. 3
14 内灘町	内灘町男女共同参画まちづくり条例	H19. 12. 26	内灘町男女共同参画推進行動計画	H19. 3	H19. 4~29. 3
15 志賀町	志賀町男女共同参画推進条例	H17. 9. 1	志賀町男女共同参画行動計画	H20. 3	H20. 4~25. 3
16 宝達志水町			宝達志水町男女共同参画行動計画	H21. 3	H21. 4~24. 3
17 中能登町	中能登町男女共同参画推進条例	H21. 3. 4			
18 穴水町	穴水町男女共同参画推進条例	H21. 3. 17			
19 能登町			能登町男女共同参画プラン	H21. 3	H21. 4~26. 3
計	8市5町		9市6町		

3 意識調査等の実施及び推進員の設置状況 (H21. 4. 1現在)

市町名	男女共同参画に関する意識調査等の実施		男女共同参画に関する推進員の設置		
	調査名	実施年度	名称	構成員数(人)	
				うち男	うち女
1 金沢市	市民意識調査	H8～H12			
	農村における男女共同参画に関する意識調査	H17			
2 七尾市	男女共同参画社会の実現に向けた住民意向調査	H16	七尾市男女共同参画推進員	44	22
3 小松市	男女共同参画に関する市民意識調査	H17	小松市男女共同参画地域普及員	104	52
4 輪島市	男女共生社会の形成を考える市民調査	H12			
5 珠洲市	男女共同参画社会に関する市民意識調査	H18			
6 加賀市	男女共同参画に関する市民意識調査	H18			
7 羽咋市	男女共同参画に関する市民意識調査	H18	羽咋市男女共同参画推進委員会	18	7
8 かほく市	男女共同参画に関する意識調査	H15			
9 白山市	男女共同参画に関する市民意識調査	H17			
10 能美市	能美市男女共同参画意識調査	H18	能美市男女共同参画推進員会	28	10
11 川北町					
12 野々市町	男女共同参画社会づくり町民意識調査	H13	野々市町男女共同参画推進員	12	4
13 津幡町	男女共同参画を考える町民アンケート	H13	津幡町男女共同参画推進員	8	5
14 内灘町	男女共同参画に関する住民意識調査	H17			
15 志賀町	志賀町男女共同参画意識調査	H19	志賀町男女共同参画推進員	18	7
16 宝達志水町	男女共同参画に関するアンケート調査	H20			
17 中能登町					
18 穴水町					
19 能登町	男女共同参画に関する町民意識調査	H17			
計	10市6町		4市3町		

4 苦情処理体制 (H21. 4. 1現在)、審議会等委員の目標及び登用状況 (H21. 3. 31現在)

市町名	男女共同参画関係施策についての苦情処理体制 名称	審議会等委員の目標値		審議会等の登用状況				
		目標値	目標年度	審議会等数		総委員数(人)		女性比率(%)
				うち女性を含む数	うち女性委員数			
1 金沢市	金沢市男女共同参画苦情処理委員	35%	24	85	78	1,033	279	27.0
2 七尾市	男女共同参画苦情処理機関	30%	22	69	60	1,358	364	26.8
3 小松市		40%	22	68	64	1,105	388	35.1
4 輪島市	輪島市男女共同参画推進審議会	40%	22	41	31	382	87	22.8
5 珠洲市		25%	23	25	18	246	34	13.8
6 加賀市		40%	22	30	28	368	126	34.2
7 羽咋市		35%	22	37	31	598	186	31.1
8 かほく市	かほく市男女共同参画苦情処理委員	—	—	30	19	289	54	18.7
9 白山市	白山市男女共同参画苦情処理委員	40%	28	87	76	1,560	445	28.5
10 能美市		—	—	22	17	276	76	27.5
11 川北町		—	—	8	3	56	3	5.4
12 野々市町	野々市町男女共同参画推進連絡会議	30%	22	35	31	442	147	33.3
13 津幡町		—	—	21	18	445	65	14.6
14 内灘町	(内灘町男女共同参画推進庁内連絡会)	40%	28	39	35	449	137	30.5
15 志賀町		30%	25	12	7	179	34	19.0
16 宝達志水町		35%	22	14	11	158	39	24.7
17 中能登町		—	—	14	13	129	38	29.5
18 穴水町		—	—	19	8	154	13	8.4
19 能登町		30%	21	18	14	290	54	18.6
計	5市2町	—	—	674	562	9,517	2,569	27.0

5 市町議会議員、管理職の在職状況 (H21. 4. 1現在)

市町名	市町議会議員			管理職（課長相当職以上）の在職状況					
	議員数（人）		女性比率（%）	管理職総数（人）		女性比率（%）	うち一般行政職（人）		
	うち女性議員数	うち女性管理職数		管理職総数	うち女性管理職数		女性比率（%）		
1 金沢市	40	5	12.5	246	16	6.5	192	4	2.1
2 七尾市	29	1	3.4	54	3	5.6	54	3	5.6
3 小松市	24	2	8.3	274	46	16.8	200	17	8.5
4 輪島市	24	1	4.2	84	21	25.0	51	3	5.9
5 珠洲市	15	1	6.7	26	2	7.7	23	1	4.3
6 加賀市	22	2	9.1	114	15	13.2	79	4	5.1
7 羽咋市	15	0	0.0	18	0	0.0	17	0	0.0
8 かほく市	18	0	0.0	43	0	0.0	38	0	0.0
9 白山市	28	2	7.1	142	17	12.0	126	7	5.6
10 能美市	22	1	4.5	55	1	1.8	50	1	2.0
11 川北町	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
12 野々市町	16	3	18.8	46	14	30.4	35	13	37.1
13 津幡町	18	4	22.2	40	1	2.5	30	1	3.3
14 内灘町	16	2	12.5	25	3	12.0	25	3	12.0
15 志賀町	18	1	5.6	50	1	2.0	46	0	0.0
16 宝達志水町	14	1	7.1	21	2	9.5	18	1	5.6
17 中能登町	20	1	5.0	24	1	4.2	21	1	4.8
18 穴水町	11	0	0.0	23	1	4.3	19	0	0.0
19 能登町	20	1	5.0	31	0	0.0	29	0	0.0
計	380	28	7.4	1,326	144	10.9	1,063	59	5.6

6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長(区長)の状況 (H21. 4. 1現在)

市町名	公民館長			小学校PTA会長			中学校PTA会長			自治会長(区長)		
	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
1 金沢市	62	0	0.0	59	0	0.0	21	2	9.5	1,352	32	2.4
2 七尾市	22	0	0.0	13	0	0.0	9	1	11.1	253	3	1.2
3 小松市	35	0	0.0	25	0	0.0	10	0	0.0	246	1	0.4
4 輪島市	19	0	0.0	11	0	0.0	6	0	0.0	470	26	5.5
5 珠洲市	10	0	0.0	9	0	0.0	4	0	0.0	161	1	0.6
6 加賀市	17	0	0.0	21	1	4.8	6	0	0.0	285	4	1.4
7 羽咋市	11	0	0.0	6	1	16.7	2	0	0.0	66	0	0.0
8 かほく市	21	0	0.0	6	1	16.7	3	0	0.0	55	0	0.0
9 白山市	28	0	0.0	19	2	10.5	8	1	12.5	381	4	1.0
10 能美市	2	0	0.0	8	0	0.0	3	0	0.0	74	0	0.0
11 川北町	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
12 野々市町	5	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0	55	0	0.0
13 津幡町	10	0	0.0	9	0	0.0	2	0	0.0	86	0	0.0
14 内灘町	18	0	0.0	5	1	20.0	1	0	0.0	17	0	0.0
15 志賀町	16	0	0.0	8	0	0.0	2	0	0.0	137	1	0.7
16 宝達志水町	1	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0	52	0	0.0
17 中能登町	1	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0	44	0	0.0
18 穴水町	4	0	0.0	2	1	50.0	1	0	0.0	105	1	1.0
19 能登町	15	1	6.7	6	0	0.0	5	0	0.0	193	4	2.1
計	298	1	0.3	225	7	3.1	91	4	4.4	4,057	77	1.9

※金沢市の「中学校PTA会長」欄には、小中併設校3校のPTA会長を含む。

7 市町担当課 (H21. 7. 1現在)

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
1 金沢市	市民局 市民参画課 男女共同参画室	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2095
2 七尾市	企画政策部 男女参画課	926-0811	七尾市御蔵町1(バトリア4F内 フォーラム七尾)	0767-52-5222
3 小松市	総務企画部 男女共同参画課	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8043
4 輪島市	教育委員会 生涯学習課	928-0001	輪島市河井町20-1-1	0768-23-1176
5 珠洲市	教育委員会	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7821
6 加賀市	地域振興部 まちづくり課	922-8622	加賀市大聖寺南町二41	0761-72-7836
7 羽咋市	総務課	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-7161
8 かほく市	教育委員会 生涯学習課	929-1193	かほく市浜北ハ6-1	076-283-7137
9 白山市	市民生活部 男女共同参画室	924-8688	白山市倉光2-1	076-274-9530
10 能美市	教育委員会 生涯学習課	929-0113	能美市大成町ヌ118 (根上総合文化会館内)	0761-55-8551
11 川北町	教育委員会 社会教育課	923-1295	川北町壺ッ屋174	076-277-1111
12 野々市町	総務部 総務企画課	921-8510	野々市町字三納18街区1	076-227-6029
13 津幡町	総務部 総務課	929-0393	津幡町加賀爪二3	076-288-2120
14 内灘町	教育委員会 生涯学習課 男女共同参画室	920-0292	内灘町大学1-2-1	076-286-6716
15 志賀町	教育委員会 生涯学習課	925-0198	志賀町高浜町カ1-1 (生涯学習センター)	0767-32-2111
16 宝達志水町	総務課	929-1392	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8210
17 中能登町	企画課	929-1792	中能登町末坂9部46	0767-74-2806
18 穴水町	教育委員会	927-8601	穴水町川島ラ174	0768-52-3720
19 能登町	教育委員会 生涯学習課	927-0695	能登町宇松波 1 3 字 7 5	0768-72-2510
計	首長部局 10、教育委員会 9			

8 市町DV担当窓口 (H21. 7. 1現在)

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
1 金沢市	市民局 市民参画課 男女共同参画室	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2095
2 七尾市	企画政策部 男女参画課	926-0811	七尾市御蔵町1(バトリア4F内 フォーラム七尾)	0767-52-5222
3 小松市	総務企画部 男女共同参画課	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8043
4 輪島市	福祉環境部 福祉課	928-0001	輪島市河井町20-1-1	0768-23-1161
5 珠洲市	福祉課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7747
6 加賀市	地域振興部 まちづくり課	922-8622	加賀市大聖寺南町二41	0761-72-7836
7 羽咋市	教育委員会 生涯学習課	925-0027	羽咋市鶴多町亀田17	0767-22-9331
8 かほく市	教育委員会 生涯学習課	929-1193	かほく市浜北ハ6-1(七塚庁舎内)	076-283-7137
9 白山市	市民生活部 男女共同参画室	924-8688	白山市倉光2-1	076-274-9530
10 能美市	教育委員会 生涯学習課	929-0113	能美市大成町ヌ118 (根上総合文化会館内)	0761-55-8551
11 川北町	福祉課	923-1295	川北町壺ッ屋196 (川北町保健センター)	076-277-8388
12 野々市町	総務部 総務企画課	921-8510	野々市町字三納18街区1	076-227-6029
13 津幡町	総務部 総務課	929-0393	津幡町加賀爪二3	076-288-2120
14 内灘町	教育委員会 生涯学習課 男女共同参画室	920-0292	内灘町大学1-2-1	076-286-6716
15 志賀町	教育委員会 生涯学習課	925-0198	志賀町高浜町カ1-1 (生涯学習センター)	0767-32-2111
16 宝達志水町	総務課	929-1392	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8210
17 中能登町	企画課	929-1792	中能登町末坂9部46	0767-74-2806
18 穴水町	教育委員会	927-8601	穴水町川島ラ174	0768-52-3720
19 能登町	教育委員会 生涯学習課	927-0695	能登町宇松波 1 3 字 7 5	0768-72-2510
計	首長部局 12、教育委員会 7			

第 4 部

資 料 編

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日施行

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(以下略)

石川県男女共同参画推進条例

平成13年10月12日公布

平成13年石川県条例第33号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策(第8条～第17条)

第3章 石川県男女共同参画審議会(第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

21世紀という新たな時代を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である。

石川県では、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に取組を進めてきた。

しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残されている。

本県は、女性の就業率が高いにもかかわらず、職場においては、依然として男女が平等でない状況が存在し、また、家庭生活や地域社会においても、男女が対等に参画している状況には至っていない。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、活気と潤いのある社会を築くためには、男女が、社会の対等な構成員として、互いにその生き方を尊重し、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができる環境づくりが重要である。

ここに、石川県民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を勘案して、行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。))その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。))を策定するに当たっては、あらかじめ、石川県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第10条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(苦情の処理等)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。))からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定により苦情の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第二項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(市町村に対する支援等)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第16条 県は、国、市町村、県民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 石川県男女共同参画審議会

第18条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、石川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、非常勤とする。

- 9 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 10 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 11 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 12 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年10月13日施行
(平成16年6月2日改正)
(平成19年7月11日改正)

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2～第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条～第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条～第22条）
- 第5章 雑則（第23条～第28条）
- 第6章 罰則（第29条～第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同上第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受

けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論

を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月十一日法律第百十三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の十六の項中「第十条の」を「第十条第一項から第四項までの」に改める。

男女共同参画の推進に関する年表

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1945 昭20	・国際連合発足 ・国連憲章採択	・「改正選挙法公布」(婦人参政権)	
1946 昭21	・国連婦人の地位委員会設置	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1947 昭22	・世界人権宣言採択	・日本国憲法施行	
1948 昭23		・労働省発足、婦人少年局設置	
1949 昭24		・第1回女性週間(4月10日～16日)	
1967 昭42	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 昭50	・国際婦人年 目標「平等・発展・平和」 ・国際婦人年世界会議開催(キンコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」('76～'85)決定	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976 昭51		・「特定職種育児休業法」施行(教職員等) ・「民法等の一部を改正する法律」公布(婚氏続称制度)	
1977 昭52		・「国内行動計画」策定(S52～61) ・国立婦人教育会館開館	・県民課に「婦人問題担当窓口」設置(4月)
1978 昭53			・知事の私的諮問機関「石川県婦人問題懇話会」設置(4月)
1979 昭54	・「女子差別撤廃条約」採択		・県民課に「公聴婦人係」設置(4月)
1980 昭55	・国連婦人の十年中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者相続分引き上げ)	・婦人行政庁内連絡会議設置(5月) ・「石川県婦人白書」刊行(以降、57・59・元年度刊行)
1981 昭56	・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画」後期重点目標決定	・「石川県婦人行動計画」策定(3月)
1983 昭58			・婦人問題広報誌「石川婦人の広場」創刊(10月)(毎年2回発行)
1984 昭59		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(国籍の父母両系主義採用)	
1985 昭60	・国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催 ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立) ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 昭61		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充)	・県民生活課に「婦人係」設置(4月)
1987 昭62		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定(S62～H12)	・新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン21」策定(5月)
1989 平元	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990 平2	・「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・県民生活課に「婦人企画室」設置(4月)
1991 平3		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業等に関する法律」公布	・婦人青少年課設置、「婦人企画室」移管(4月)
1992 平4		・「育児休業等に関する法律」施行 ・婦人問題担当大臣任命	・女性問題広報誌「エールいしかわの女性へ」に改称(1月) ・「各種婦人団体連絡協議会」を「各種女性団体連絡協議会」に改称(4月) ・「婦人企画室」廃止(3月) ・「財団法人いしかわ女性基金」設立(9月)
1993 平5	・国連世界人権会議開催(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「パートタイム労働法」施行	・「いしかわ女性行動計画」策定(3月) ・「婦人青少年課婦人係」を「女性青少年課女性係」に改称(4月) ・「石川県婦人生活会館」を教育委員会から県民生活局に移管し「石川県女性センター」に改称(4月) ・「石川県婦人問題懇話会」を「石川県女性ビジョン懇話会」に改称(4月)

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1994 平6	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議 (第2, 3回)	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・男女共同参画審議会設置 ・総理府男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995 平7	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児休業等に関する法律の一部を改正 する法律」公布(介護休業に関する部分 をH11年度から実施) ・「ILO156号条約」批准	・石川県女性白書「石川の女性」刊行(3月) ・「女性NGOフォーラム」参加(9月) ・「男女平等に関する県民意識調査」実施 (10月)
1996 平8		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画 ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「国際レディースフォーラム」の開催(6月) ・「男女共同参画推進地域会議」開催(11月)
1997 平9		・「男女雇用機会均等法」改正 ・労働省「婦人局」を「女性局」に、都道府県 「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ・「介護保険法」公布	・第5回世界女性会議アクション行動ベトナム・マレーシア派遣(9月)
1998 平10		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画 社会基本法—男女共同参画社会を形成 するための基礎的条件づくり—」	・「いしかわ女性行動計画」改訂(2月) ・中国・江蘇省女性団体交流事業の開始 受入(10月)、派遣(11月)
1999 平11		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する 暴力のない社会の実現を目指して」 ・改正「労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女 性の参画の促進を規定)	・男女共同参画推進員を100名委嘱(9月)
2000 平12	・国連特別総会「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する 暴力に関する基本的方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画 基本計画策定に当たっての基本的考え方」 ・「男女共同参画基本計画」策定	・女性青少年課に「男女共同参画推進室」 設置(4月) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」 実施(5月)
2001 平13		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女 共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律」公布・施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 (3月) ・男女共同参画推進員を123名に増員(4月) ・「石川県男女共同参画推進条例」公布・施 行(10月) ・男女共同参画推進員を198名に増員(11月)
2002 平14		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会 開催	・「男女共同参画苦情処理機関」設置(4月) ・女性相談支援センター設置(4月) ・石川県男女共同参画審議会設置(5月)
2003 平15	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議 (第4, 5回)	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「女性青少年課男女共同参画推進室」を 「男女共同参画課」に改編(4月)
2004 平16		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針」策定	
2005 平17	・「北京プラス10」開催	・改正「育児休業等に関する法律」施行 (仕事と子育ての両立支援) ・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」 実施(7月) ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する 基本計画」策定(10月)
2006 平18		・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	
2007 平19		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」公布	・「いしかわ男女共同参画プラン」策定(3月)
2008 平20	・女子差別撤廃条約実施状況報告提出(第6回)	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する基本的な方針」改定	
2009 平21		・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関 する施策の基本的な方向について」	

男女共同参画苦情処理状況

男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、石川県では意識啓発はもとより子育て支援、用機会均等などの取組を行っている。

この苦情処理機関は、広範・多岐にわたる男女共同参画施策に対する県民の苦情や意見を広く把握し、適切に施策に反映させていくことや、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の救済を通して、男女共同参画社会づくりを支えていくため設置した。

平成14年4月に設置されて7年間が経過し、その間の苦情処理の状況は次のとおりである。

区分 年度	県の施策		人権侵害事案		電話等による 問合せ 件数
	件数	概要	件数	概要	
14	0		2	セクシュアル・ハラスメント、 DV	15
15	0		0		6
16	0		0		7
17	0		0		13
18	0		0		13
19	0		0		12
20	0		1	セクシュアル・ハラスメント	7

石川県男女共同参画苦情処理機関

男女共同参画推進条例に基づき設置された機関です。

行政から独立した機関として、苦情処理委員が県民の皆さんからの男女共同参画に関する苦情等の申出を公平、中立な立場に立って処理します。

男女共同参画
に関する県の
施策について

夫・パートナーからの
暴力、セクハラなど
人権が侵害された場合

- ・苦情処理委員は、皆さんや関係者からお話を伺います。
- ・裁判や調停のような手続きや審理はありません。
- ・苦情処理委員は、男女共同参画推進の視点から検討します。
- ・苦情処理委員は、適切、迅速に処理にあたります。

《申出方法》 原則書面とします。郵送又はファックスにより受け付けます。
(申出書は県のホームページ又は市町の男女共同参画行政担当窓口で入手できます。)

《申出先》 石川県男女共同参画課内「男女共同参画苦情処理委員」あて
郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 専用 FAX 076-225-1379



男女共同参画

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

平成21年11月

石川県県民文化局男女共同参画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1378・FAX 076-225-1374

e-mail : danjo@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.ishikawa.jp/danjo/>